

平成25年 9月 3日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月3日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 陳情第 2号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情  
審査報告(総務産業常任委員長)
- 日程第 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第25号 東庄町がん対策推進条例を制定することについて
- 日程第10 議案第26号 平成25年度東庄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第27号 平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第12 議案第28号 平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第13 議案第29号 平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補  
正予算(第1号)
- 日程第14 認定第 1号 平成24年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定につい  
て
- 日程第15 認定第 2号 平成24年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 日程第16 認定第 3号 平成24年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 平成24年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 日程第18 認定第 5号 平成24年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳  
入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 6 号 平成 24 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 7 号 平成 24 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 21 認定第 8 号 平成 24 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 22 休会の件

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問（別紙のとおり）

日程第 6 陳情第 2 号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情  
審査報告（総務産業常任委員長）

日程第 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 8 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

日程第 9 議案第 25 号 東庄町がん対策推進条例を制定することについて

日程第 10 議案第 26 号 平成 25 年度東庄町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 27 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 1 号）

日程第 12 議案第 28 号 平成 25 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1  
号）

日程第 13 議案第 29 号 平成 25 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補  
正予算（第 1 号）

出席議員（15 名）

1 番 林 俊 之 君

2 番 大 網 正 敏 君

4 番 花 香 孝 彦 君

5 番 佐久間 義 房 君

6番 板 寺 正 範 君  
 7番 城之内 一 男 君  
 8番 高 木 武 男 君  
 9番 林 甚 一 君  
 10番 鈴 木 正 昭 君  
 11番 多 田 和 弘 君  
 12番 土 屋 進 君  
 13番 山 崎 ひろみ 君  
 14番 宮 崎 正 吾 君  
 15番 高 嶋 雅 弘 君  
 16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君  
 副 町 長 清 水 正 幸 君  
 監 査 委 員 平 山 茂 君  
 総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君  
 病 院 事 務 長 宇ノ澤 康 成 君  
 町 民 課 長 池 永 芳 則 君  
 会 計 管 理 者 鈴 木 努 君  
 健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君  
 ま ち づ く り 課 長 金 島 正 好 君  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君  
 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 衛 治 君  
 教 育 長 小 澤 茂 君  
 教 育 課 長 林 敏 行 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊  
 次 長 宮 前 玉 子

主 査 算 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成25年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番 鈴木正昭君、6番 板寺正範君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

平成25年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月26日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案14件、その他2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月13日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行います。続いて、総務産業常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第2号につきまして委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。次に、議案の審議に入る前に選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。その後、同意第4号を上程し、採決の後、議案第25号から議案第29号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の4日には、認定第1号から認定第8号までの平成24年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、お

手元の決算審査特別委員会付託表のとおり、詳細な審査を同委員会に付託することとなります。ここで、暫時休憩し、引き続き議場において決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行います。終了後、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行い、休会の件をお諮りし、散会といたします。

第3日目の5日から12日までは休会といたしまして、この間、5・6・9日には決算審査特別委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日13日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの決算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、2日目の本会議散会后及び定例会閉会后、全員協議会を開催して、議会内事項の協議並びに行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行う予定です。また、お手元に陳情書の写し2件を参考配付としてお配りしましたが、本町議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月13日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成25年6月1日から8月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますが、7月22日に表彰条例による表彰を行いました。今回は、善行表彰として2名の方をそれぞれご自宅にお伺いいたしまして、表彰させていただいております。また、国家公務員の実地体験研修ということで、6月17日から3名の新任国家公務員を受け入れ、本町の新規採用職員とともに農家との意見交換など5日間にわたり研修をしてもらいました。

次に、2ページ目、上段でございますが、防災関係ですが、7月30日に埼玉県志木市と大規模災害時相互応援協定を締結いたしました。志木市は本町から直線距離で100キロほどに位置をし、飯綱町と同様の協定を結んでいることから打診をいたしまして、調印に至ったところでございます。今後、防災はもとより、1市2町の幅広い交流により、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成25年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分3億4,706万円、また国保税5億4,020万円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、下段の環境関係でございますけれども、住宅用太陽光発電の補助金19件、合併処理浄化槽補助金20件の交付決定をしております。県の補助

金を有効に活用して、設置促進に努めてまいります。

次に、8ページ目、衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実施をしております。

また、11ページ目、上段でございますけれども、地域包括支援センター関係ですが、認知症サポーター養成講座を2回開催し、40名の登録をいただいております。認知症サポーターは認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援していただくボランティアですが、見守りネットワークの一員としての役割も期待をされております。今後も積極的に養成講座事業に取り組んでまいります。

次に、中段からのまちづくり課の建設関係でございますが、道路維持工事等7件、総額で4,700万円余りの工事を発注いたしました。

また、13ページ目の上段、米の放射性物質検査の結果が8月16日に判明し、東庄町産の米は放射性物質は検出されず、安全性が確認されたところでございます。

また、14ページ目、上段の商工観光関係でございますが、8月には東庄音頭ばんおどり会、また大相撲笹川夏合宿、そして天保水滸伝・浪曲講談会が開催をされました。いずれも町民有志の方が中心となって実施され、大盛況でございました。ご尽力された皆様に心から敬意を表したいと思います。今後も町を元気にする取り組みが広がることを期待し、町としても可能な限りバックアップをしてまいりたいと考えております。

最後に、16ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ51.75人と105.13人となっております、順調に運営をされているものと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。17ページをごらんください。

2の学校教育関係、(1)は学校の飲料水・プールの水、水質検査であります。プール水については2回から3回の検査を要した学校がありますが、特に問題はありませんでした。(2)の契約関係ですが、神代小学校屋内運動場屋根補修工事より以下の項目については、老朽化した施設設備の補修や改修工事、あるいは取りかえ工

事でございます。

3の生涯学習関係ですが、19ページの3行目、文化のつどいを6月30日に実施し800名ほどの参加があり、盛会に終了することができました。

4の公民館関係ですが、7月2・3・4日のことぶき大学移動教室は118名の参加があり、3日間の実施となりました。

5の公民館契約関係以下は記載のとおりでございます。

なお、記載されてはおりませんが、小学校統廃合における各学区の意見を聞く会に多数の議員の皆様にご出席をいただきましたことに、教育委員会として御礼申し上げます。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網です。きょうは最初の質問ということで、頑張って質問したいと思っています。

それでは、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税はふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したい、そういう納税者の思いを現実にするため、平成20年納税改正において都道府県・市区町村に対する寄附金制度が大幅に拡充されることにより、納税という寄附金行為であります。

2,000円を超える寄附金を行った場合、寄附金から2,000円を引いた額について個人住民税所得割の税額の1割を上限として、所得税とあわせて全額が控除される制度です。

この制度では財政赤字に悩む地方からは賛成の声が多い。また成長して生まれた故郷を離れていても、その地域に貢献することができるということで賛成している方も多い。なお、納税ではなく寄附金であるため、一定以上の金額を寄附した場合、特典を設けている自治体もあります。また、行政サービスを受ける住民が税を負担する、いわゆる受益者負担の原則の観点からも逸脱することになっております。例

えばふるさと納税を利用する人が利用しない人よりも安い納税額で市町村の住民サービスを受けられるというような問題も起きています。

そこで、お聞きいたします。現在、東庄町にふるさと納税としてどのくらい寄附を受けているのか。また、使い道はどのように決めているのかをお聞きいたします。

続いて、寄附金に対しての特典、例えば特産物のお礼はどうしているのか。また、今後ふるさと納税を東庄町としてどのように活用していくか、お聞きしたいと思います。

以上、2点をお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。次回からは自席にて質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方からふるさと納税の関係についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税で東庄町へ寄附をくださった方々には、心から感謝を申し上げるところでございます。ふるさと納税の制度を活用して、平成20年度の途中から始めました「東庄ふるさと応援基金」ですが、ことし8月末現在でいただいた寄附金は31件、1,158万4,173円でございます。基金としましてはこれに利息がプラスされています。5年間で1,000万円以上を上回ることができました。

基金の用途につきましては、条例に基づきまして用途選定委員会という組織を立ち上げ、意見を伺うことを予定しております。ちなみに、後ほど審議いただきます補正予算に用途選定委員会の委員にかかる報酬を計上しております。今年度内の開催を計画しているところでございます。寄附をしてくださった方々の意思を有効にまちづくりに活かすため、住民の代表の皆様の見解を伺おうとしているところでございます。

次に、特典品の積極的な贈呈ということでございますけども、議員が先ほどおっしゃられたように、他の自治体では特産品などを寄附者に贈呈しているところがございます。東庄町では現在町外の方には広報紙を贈るなど、今の東庄町の情報をお伝えしております。

寄附金の活用方法ですが、寄附は寄附者のご厚意でございますので有効に活用したいと考えております。したがって、イベントなどの一過性のものではなく、

ある程度の期間町民に効果や効用のあるもの、あるいは町が抱える地域的な課題等の解決につながるものなどを想定していきたいと考えております。例えば交通弱者対策、あるいは教育施設の充実、防災対策、防犯対策などが考えられるかと思っております。

以上で、私の方の答弁を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

ありがとうございました。東庄町は一応特産物のお礼をやらないということで理解しました。

それでは、近隣の市町村はどういうものを行っているかと、ちょっと発表させてもらいます。それは、香取市は市外に住んでいる人から5,000円以上の寄附をもらった場合には寄附受領証明書、それとお礼をあわせてふるさと香取づくり応援団として、総合計画概要及び伊能忠敬記念館等の観光施設無料券を送付しているそうです。また、5万円以上の寄附があった場合には、地場産業の振興を図るために香取市の農産物、特産物を送付させていただいているというふうにホームページでは書かれております。

また、銚子では3万円以上のふるさと納税をした場合には、銚子の特産物6品、これの中から一つ選んでもらう、そういう方法をとっております。その6品とは「マルカ印の君ヶ浜セット」とか「銚子電鉄の詰め合わせギフト」、「ヤマサ特選丸大豆の吟選しょうゆとヤマサ昆布つゆセット」、「清酒銚子の誉」、「元祖！魚めんセット」、「「本膳」+秘伝のそばつゆギフト」などを送っておるそうです。そして、神崎町はふるさと納税の使い道を選べるようなシステムを行っているそうです。

まだまだ全国には米のほか、牛肉、豚肉、鶏肉、それからリンゴ、ミカン、イチゴやスイカ、梨、柿などの果物、それとかウナギとかカニ、ウニ、カツオなどの海産物を送っているところもあります。日本酒、焼酎、ワインといったお酒もあります。いろいろなものを町の特産物、PRとして地場産業の振興を図っていると私は考えています。

また、ふるさと納税によって財政にも影響があると考えられます。例えば東庄町住民年収500万、独身の人がお礼を目的として市町村に1万円を寄附したら、住

民税分7,200円の税金が東庄町が少なくなってしまうんです。それが万が一、東庄町に1万円の寄附をもらうと大きな差が出るのではないかと考えております。一応事例として2011年の長野県軽井沢在住の住民が東日本大震災で被災した東北3県に約7億円の寄附を行ったそうです。当該住民は株式売却によって生じた住民税約1億円を源泉徴収されましたが、確定申告により寄附金が控除対象となり、約7,900万が還付されることになったそうです。このことにより、軽井沢町は当該住民から本来納税されるべき住民税が大幅に減じたそうです。還付金として約4,700万、町が負担することになったそうです。

我が町としてはふるさと納税としてほかの市町村へ流れることを防いだ方がいいのかなと、私は考えています。そのため「魅力ある町、自慢のできる町、東庄町」になるように何らかの対策を講じなければいけないかと思えます。

そこで、私から提案がございます。それはふるさと納税を納めてもらった方は東庄町に来てもらって、お米や野菜、果物、イチゴ、または養豚、養鶏などのオーナー、有権所有者という形ですね、それになってもらって、豚肉や鶏肉のお肉の権利を与えたり、種まき、植えつけから収穫まで体験参加してもらうことにより、大自然に触れ合ってもらい町の人々に触れ合ってもらい、それを楽しんでもらうというふうにした方がいいかなと私は考えております。これはオーナー制度と言われる制度だと私は思っています。

そして、第二のふるさととして東庄町を応援したい、貢献したいという人にまちづくりに参加をどんどんしてもらい、そういうことで町を活気づけてもらいたいと思っています。万が一それができるとすれば、荒れた土地や農家の人手不足の解消になるかなと私は考えております。

以上の後から自分の提案ということで質問させていただきますが、どのようにお考えかお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

ふるさと応援基金につきましては、やはり東庄町に対する思いが強い方々からの厚意が寄せられているものと思います。東庄頑張れと心のこもった応援をされているようで非常にうれしく思っております。そういった意味からすれば、町民のため

に役立て寄附者の思いに応えることが一番の恩返しになるのではないかと考えております。しかし、議員がおっしゃられたように、地方税はそれぞれの地域で暮らしていくための負担金としての性格を担っております。ふるさと納税の制度と地方税では考え方に矛盾する部分もございます。

一つの例を挙げれば、子どもは都会暮らし、その場所に地方税を納めている。しかし、親は田舎で暮らしているようなとき、親が世話になっているふるさとへ何らかの貢献をしたいと考えたとき、今まではそれを救える制度がございませんでしたが、このような方を税制面からも救い、財政力のない田舎町でもふるさと納税による財源が寄与するようにすることもふるさと納税制度の趣旨の一つと言えらると思ひます。

寄附行為者に対する税制面での控除、優遇措置という考え方はすばらしい仕組みで、今後も必要な考え方だと思っております。ご提案のありました寄附者への特典的なお返しについては、ふるさと納税の本来の趣旨や制度などのことを十分考慮しながら、今後検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、平成24年度の東庄町におけます住民税の関係で他団体、他の地方自治体等へ寄附された方は13人ございました。寄附金の総額ですけれども、約50万1,000円でございます。それで、町民税の税額控除になりますと3万154円、県民税の税額控除になりますと7万225円ということとなっております。現状では、財政的な影響を受けるほどの寄附行為は発生していないと思っております。ただ、これから先わかりませんが、一応そういうような状況で見っておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思ひます。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

ありがとうございます。みんなの思いをふるさと納税という形で寄附されて大事なお金だと思ひますので、有効にまたすばらしい東庄町をつくるために活用してもらいたいと思ひます。

これで私の質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。山崎ひろみでございます。本日は2点の項目について質問させていただきます。

初めに、町民の健康を守る取り組みについて質問いたします。

町では平成24年度から26年度までの3年間、県のモデル事業であります「検診を活用した健康づくり」事業を実施しているところかと認識しております。県内では東金市、長生村と我が町の3市町村だと記憶しております。この事業に参加することになった経緯、理由ということで、昨年健康福祉課長から答弁をいただきましたが、東庄町はがんが死因の第1位を占める一方で、検診受診率は県下でも高いとは言えない現状である。また、検診でがんの早期発見、早期治療で町民の健康を守り、かつ医療費の削減にもつながり、さらには検診費用の助成もありメリットがあるためとのことでした。

本日はこれまでの取り組みの成果と課題等についてお聞かせください。8月には調査委員会が開催されたことも伺っておりますので、それらを含めてお聞きしたいと存じます。

昨今、健康づくりの取り組みとして新たな事業を展開している自治体が出てきています。健康診断の受診やスポーツ活動への参加などで、ポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目されています。町民の検診受診率を上げ健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。

埼玉県ときがわ町人口1万2,300人余りの町ですが、そこでも早稲田大学応用健康科学研究室と共同で、合い言葉はスモールチェンジのキャッチコピーで、大きな高い目標ではなく少しを続けることを目指して町民の健康づくりに取り組んでいます。健康に関するポイントのつく事業に参加してポイントをためて特典が受けられるものです。

そのほかにも各地でさまざまな取り組みをしているところがあります。運動や健康に関する挑戦も1人ではなかなか続けられない人のために、目標を持って楽しく挑戦し健康的な生活をしていただく取り組みです。我が町では町民の健康管理、運

動習慣化をめざす新たな施策はお考えでしょうか。

次に、災害時の町民を守る取り組みについて伺います。

9月は防災の日を含め、いま一度防災に対する町民の意識を啓発する月ではないかと考えます。3.11の大震災の後、今のうちはまだ意識も高いと思われませんが、人は時間がたつとだんだん意識が薄くなってくるものだと思わなければいけません。今年に入ってから全国各地で豪雨や異常気象による被害が多発しています。備えあれば憂いなしです。我が町の防災対策を見直すときと考え質問いたします。

さきの国会で災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法が成立しました。我が町でもこれまで作成を手がけてきたことは承知しておりますが、台帳の作成状況、また名簿の共有化等の状況はどのようになっていますか。

名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は各自治体の入念な準備にかかっていると思います。弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられています。発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になると考えます。

昨今、自助・共助・公助という言葉は誰もが知るところとなりました。しかし、町民の皆さんはどこまで理解していただいているのでしょうか。現在は地域のコミュニティも変化しております。区や班に加入していない世帯もふえ、回覧板すら回らないのです。共同で、どぶ掃除や草刈りをする機会も少なくなってきました。近所に住んでいても、今現在の家族構成も定かでないこともあります。その上、積極的に近隣と交流を持ちたくないと思っている方も増えています。田舎は地域のコミュニティができていると思われたのは少し前までのことで、今は仕事も生活のリズムも多様化している、現在、認識を変えなければいけないと思います。

町では自主防災組織を各区と位置づけていますが、区長さんを初め、役員の中に女性は入っていないところがほとんどです。消防団も全員男性であります。先日消防の県の操法大会で浦安市の女性消防団の実演を見せていただきましたが、我が町でそれと同じくというのは少し難しいとは思いますが。過去を振り返りますと、各区においては、かつては婦人会の組織があり、女性の役割も意識も違ったように思い

ます。各区を自主防災組織とするなら、ぜひ災害時に力を発揮できる女性の役割も位置づけられればと考えます。

また、各区の集会所も避難所となるわけですので、この整備、見直しも必要かと考えます。災害時には自助・共助が大事と幾ら宣伝しても、実際に地域のコミュニティができていないと公助に頼ることが多くなるのではと考えますが、町としてはどのように認識していますか。

また、町民には具体的な動き、役割をどのように広報していますか。私はこれまでも何度か申し上げましたが、現在町では一般町民による防災訓練は実施していません。これも実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。災害時の町民を守る取り組みについて、町の考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の1番目、町民の健康を守る取り組みについてお答えいたします。

最初に、質問要旨の1点目、「検診を活用した健康づくり」モデル事業の取り組みの成果と課題について申し上げます。

議員のご質問の中にありましたように、この事業は町がちば県民保健予防財団と共同で実施しており、期間は平成24年度から平成26年度までの3カ年となっております。対象となる検診は子宮がん、胃がん、肺がん検診でそれぞれ新たな検査項目を追加実施して、その効果を検証し、よりよい検診の確立に努めるものでございます。この事業の効果的な実施を図るため、検診調査委員会をおおむね年2回開催することになっており、去る8月23日に第3回検診調査委員会が開催されました。

それぞれの検診について、平成24年度の取り組み成果と課題についてご報告いたします。

まず子宮がん検診については、子宮頸がんの原因ウイルスであるHPV検査を行っています。子宮がん検診の受診者数は平成24年度は1,152名で、前年度に比べて70名の増加、増加率は1.06倍となっております。また、HPVマイナ

ス、細胞診マイナスの方は2年に一度の受診となるため、平成25年度の受診者は234名でした。このうち、新規受診者は212名となっております。2年に一度の検診になったことで、住民の負担軽減と検診費用の削減につながりました。

胃がん検診では、従来のバリウム検査に加えてピロリ菌検査とペプシノーゲン検査を40、45、50、55、60歳の節目年齢の方を対象に行っています。受診者数は平成24年度は953名で、前年度に比べて78名の増加、増加率は1.09倍となっております。また、ピロリ菌検査とペプシノーゲン検査の受診者数は、平成24年度は133名で、検査項目を追加した年齢では前年度に比べて64名の増加、増加率は1.9倍となっております。胃がんのリスクとなるピロリ菌保有率は40歳が12.5%、45歳が14.3%、50歳が37.5%、55歳が43.8%、60歳が45.5%と50歳代以降の陽性率が高くなっています。ペプシノーゲン陽性率もピロリ菌保有率と同様に50歳代以降の陽性率が高くなっています。受診者のうち1名の方から胃がんが見つかりましたが、ピロリ菌、ペプシノーゲンは陰性でした。バリウム検査でレントゲン上異常がなく、ピロリ菌が陽性だった方には、町内医療機関の協力を得まして自費での除菌を進めています。

肺がん検診では、通常の胸部レントゲン検査に加えて、問診結果等により必要な方に肺機能検査、CT検査を行っています。受診者数は平成24年度は2,315名で、平成23年度は2,314名でしたので横ばいとなっております。肺機能検査でCOPD・慢性閉塞性肺疾患該当者となった方は116名で、受診者の5%となっております。内訳は男性が85名、女性31名で、男性が女性の2.7倍となっております。COPD該当者の喫煙状況を見ますと、男性の85%が現在・過去において喫煙者となっております。

なお、このモデル事業にあわせまして、町ではこの後の議案に提案いたします「東庄町がん対策推進条例」を制定することにいたしました。今後、国、県、医療機関等と連携して、町民の健康を守るための施策を展開してまいります。

まず、平成26年度より35歳節目検診にピロリ菌、ペプシノーゲン検査を追加実施します。高齢になるほどピロリ菌、ペプシノーゲンの陽性率が高く、胃がんのリスクが高まるため、モデル事業と並行して若い世代から胃がん発症リスクを軽減していきたいと考えています。ピロリ菌陽性者の除菌については公費助成を考えていますので、町内医療機関の協力をいただく予定でございます。

続いて、質問要旨の2点目、町民の健康管理、運動習慣化をめざす新たな施策についてでございます。

議員の質問の中にありましたような施策は、町民の健康増進のため取り入れたいと考えております。まずはスポーツ推進委員さんなどの協力をいただき、健康づくり対策の施策を検討してまいります。また、健康マイレージは検診受診率の向上や健康づくりで医療費や介護費用の抑制、地域経済の活性化につながる施策だと考えます。今後、関係機関と検討を進めてまいります。

なお、18歳から60歳、65歳、70歳の女性を対象とした骨密度検診で、平成26年度よりロコモティブシンドローム・運動器症候群に着目した健康教育を実施します。骨粗しょう症などを初めとした骨、筋肉、関節といった運動器の障害を予防するため、運動習慣を身につけ、継続を促す支援として家庭でできる実践的な運動指導を考えています。

続きまして、質問事項の2番目、災害時の町民を守る取り組みについてお答えいたします。

質問要旨の1点目、災害時要援護者台帳の作成状況について申し上げます。

議員のご質問の中にありましたように、東日本大震災の後も全国各地で豪雨や竜巻等による被害が多発しており、災害時における高齢者や障害者などの避難支援が重要な課題となっております。

町では平成24年6月から民生委員・児童委員の方々に独居高齢者や高齢者世帯などへ訪問調査をしていただき、同意方式により要援護者台帳への登録を行っております。平成25年8月20日現在の登録状況は948人、632世帯となっております。登録された要援護者台帳は毎年8月と2月の見守り強化月間に登録者の皆様に内容を確認していただき、最新の情報に更新しております。また、新たに独居高齢者や高齢者世帯の対象となった方には通知により、要援護者台帳への登録を周知しております。なお、登録された台帳は災害時において防災担当、消防、自主防災組織などに提供し、要援護者の避難支援に活用することになっております。

以上、健康福祉課に関する答弁を終了いたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方からは質問事項2点目の2番目、自助・共助・公助に対する町民の認識、また、地域のコミュニティの現状をどう考えるかということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

災害は、一くりに災害といっても東日本大震災のような大地震の場合や台風、集中豪雨など、多量の降雨や暴風、それに伴う浸水やがけ崩れなど、さまざまな状況が考えられます。どのような場合であっても、まずはみずからの命はみずから守るという意識で各家庭で食料を備蓄したり、避難する場所や家族との連絡方法などを日ごろから確認をしておくことが大切と考えております。これにつきましては、出水期を前に広報等でお知らせするなど周知を図っているところでございますが、引き続きさまざまな場面で意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、避難所につきましては災害の種類、度合いに応じまして、まずは主要避難所としまして公民館、ふれあいセンター、保健福祉総合センターを開設し、さらに必要に応じて小学校などを避難所として開設をいたします。各区の集会所は二次避難所という位置づけになっておりまして、被害が拡大し、さらに避難所が必要とされる場合に自治会に要請して開設をするものです。主要避難所とともに広報等により周知を図ってまいりたいと考えております。なお万が一の際、避難所を開設した場合には防災行政無線、あるいは防災メール、メディアへの情報提供などにより、いち早く町民の皆さんにお知らせするように努めてまいりたいと思っております。

それから、地域コミュニティが薄れ住民が公助に頼る部分が多くなるのではとのご指摘ですが、災害時における行政の機能には限界がございますので、やはりできる範囲で地域住民の助け合う精神をよりどころとして自治会や消防団、民生委員などのご協力をいただきたいと思いますと考えています。これにつきましてもまちづくり会議を初め、各種会議の折に触れ、引き続きご依頼をしてみたいと考えております。

防災訓練の実施につきましては、地域住民の理解を得ながら住民主体の避難訓練等について検討をしてみたいと思っております。

また、自主防災組織に防災に関する女性の組織が必要ではとのご意見でございますが、これにつきましては他の自治体の例などを参考に研究してみたいと考えております。

以上で、私の方からの答弁の方を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

検診の受診率なんですけど、数字だけだと見込みよりも多いのか、少ないのか、思ったより多いのか、少ないのかがちょっとわかりづらかったのですが、担当課としてはどのように思っているのかちょっとわかりませんが、せっかくのモデル事業ですのでもっとアピールしなければいけないと思います。こういう事業をやっていること自体、町民は知らない方が多いので、うちの町は登録制になっていますので、新たに検診を受けるともう一回新たに登録しなければいけないので、あつという間に何かその期間を過ぎて周知されないまま前年度並み、本当の微増ということで終わってしまっているのではないかなと思います。やっぱり検診の有効性を一人でも多くの皆さんに認識してもらうことが大事だと思いますので、周知の仕方をもう少し検討していただきたいと思います。

あと旭市に先日見てきたんですけれども、海上健康増進センターという施設があります。皆さんご存じかと思いますが、室内にプールがあります。これは泳ぐためではなく、水中を歩いたり、運動するのみのものです。そのほかにエアロバイクや体の筋力を鍛えるトレーニングマシン等が設置されており、中高年の体力増進に役立てられています。登録制であり、利用料も市内か市外では異なり、年齢の配慮もあるかと思います。海上・飯岡方面の利用者が多いようですが、登録者の中には30人の東庄町民がいるとのことなんです。

私は町民の方から東庄町にもそういう場所をつくってほしいと要望されてきています。確かに、プールや新しい施設をつくるには大きな予算が必要になることは承知しています。現在、町の小・中学校に6個のプールがあります。これらも順次修理が必要になっているところが出てきています。また、実際に各プールの稼働率はごくわずかです。今小学校の統廃合問題が持ち上がっていますが、プールを学校施設とだけ考えるのではなく、町民の健康増進のためと位置づけて年間を通して利用できる屋内プールをつくり、小・中学生は授業時間を配分してバスで送迎するなどして、体育の授業を行うことは可能だと考えます。そのほかにトレーニングマシン等も設置し、全町民が健康増進のために利用できる施設をつくることを提案したいと思います。一人でも多くの方が自分の健康管理をし、運動の習慣でより元気にな

ってもらい、医療費、介護費の抑制につなげられればと考えます。

先ほど述べましたが、少しの小さな取り組みとあわせて、町民が健康管理や運動習慣ができるような施策を考えていくべきと考えますが、町当局の見解をお聞かせください。

それともう1点、私は元気な高齢者にお会いすると、「私らは少ない年金の中から介護保険料を引かれている。草取りや野菜づくりをしたり体を使うようにし、食事にも気をつけて頑張っている。介護保険などは一度も利用していないんだから、せめて一度ぐらい何かごほうびがあったらうれしいのに。」と言われます。「たとえわずかなものでもよ。」と言われます。元気で介護保険を利用しないことは本当にすばらしいことなのですが、何か少し損をしているみたいに思われる方もいらっしゃいます。リハビリやデイサービス、ホームヘルパーなど、介護保険制度を利用する人は年々増加しています。自分で努力して健康を保っている人、頑張っている方、介護保険制度を利用しないお年寄りにぜひ特典を差し上げられたらと考えます。そのような町民の声を町としてはどのように受けとめていただけますか。

あと防災についてですが、要援護者台帳の方はできているということですが、いざというときは消防や民生委員さんだけでは追いつかないところが出てくるはずで、災害時に逃げおくれる被害者を出さないように、地域の連携がとれる体制づくりを考えるべきと思います。

先ほど述べましたが、町では各区を自主防災組織と位置づけていますが、住民の皆さんはそれを理解しているのでしょうか。町では防災訓練として消防団による土のうづくりを年1回実施していますが、それよりも一般町民による防災訓練を実施した方が地域のコミュニティの確認もできるし、何より町民の意識が高まると考えます。また、現在集会所には防災用品は配備されていないと思いますが、これらもいま一度確認、必要なものは配置するということも必要かと思います。災害はいつ起こるかわかりません。頭でわかって行動に移すことはとても難しいことです。ぜひ防災訓練の機会を設定してほしいと思います。

先ほど課長の方から女性の役割というお話もありましたが、簡単には役割をつけるのは難しいかと思いますが、ぜひ先進事例を見てうちの町でも消防団という名前ではちょっと抵抗があると思いますので、防災委員という形で女性の登用ができたらと思いますので検討をお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問のありました検診率のことについてですが、現在モデル事業も2年目を迎えております。また、検診の調査委員会も3回目ということで、今後分析結果をもとにしましてよりよい検診の方法、検診率の向上に向けた施策を考えていきたいと思っております。今後、議員さんがおっしゃられましたようにPRに努めていきたいと考えております。

続きまして、旭市にある健康増進センターのようなものをということでございます。議員がおっしゃられたような町のプールも一案だと考えております。ご要望として今後検討させていただきたいと思っております。

続きまして、3点目の介護保険を利用していない方への特典ということですが、現在介護保険の被保険者は町全体で65歳以上の方で4,500人おられます。介護サービスを受けている方はそのうち約500人でございます。75歳以上の被保険者につきましては2,300人おります。確かに議員さんがおっしゃられたように介護保険を利用されない方もたくさんおられます。議員さんの要望について今後検討させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

防災訓練の関係につきましては先ほど答弁いたしました。やはり住民主体の避難訓練等ができるように検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

それから、集会所等への防災用備品の配備ということでございますけども、各区の集会所は二次避難所として予定しておりまして、町内に48カ所ございます。これにつきましても一応ご意見としてお聞きさせていただきまして、検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

健康福祉課の方からも検討というお話をいただきました。検討はいい返事なのかと自分で理解したいと思います。町長にも個別にお話しさせていただいたことがありますけれども、町全体としてプールとか、そういう健康増進にかかわるものをぜひ考えていただきたいと思います。そのために積み立てるものは積み立てて、なるべくなら借金はふやさない方がいいのはよく理解しておりますので、町民のためにそれがもとをとれるというのもおかしいんですけれども、もとがとれるような施策をしていっていただけたらと思います。

とにかく一つ一つ毎回質問させていただいて、検討で終わるのではなく、ぜひ実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

それでは、小学校統廃合についてと町の史跡について、2項目について質問をいたします。

まず初めに、小学校統廃合についてお伺いいたします。

先月各地区5カ所で意見を聞く会が開催されました。昨年行われた町内小学校に在学する児童の保護者と就学前の児童の保護者、合計786人を対象に行われたアンケート以来、今回町民の生の声を聞く場所を設けたのは非常によいことであったと思っております。

そこでお尋ねをいたします。各地区で開催された「意見を聞く会」の結果をお聞かせください。

私も何カ所かの意見を聞く会に出席をさせていただきました。私は笹川小学校、そして中学校を卒業して現在も笹川に住んでおります。地区以外の声、意見を聞くのは初めてで、笹川地区との温度差を非常に感じました。前回のアンケート786人に比べれば今回出席された人数は少なかったわけですが、貴重な意見を聞くことができたと思います。今回は町教育委員会が設置した教育行政諸課題検討委員会の

方々が中心となり進行を担当されておりました。町側の教育課長は今までの経緯の説明、また意見を聞く会でありましたが、意見以上に執行部への質問が多く、諸課題検討委員会の方々と一緒に答えていく立場でもありました。

そこでお尋ねをいたします。教育委員会はこの結果からどのような考えをお持ちであるかお答えください。

先ほども申し上げましたが、今回は意見を聞く会でありましたが、執行部担当者への質問する場面が多く見られました。出席された皆さんが意見を述べるのと同様に、町の考え方や進捗状況などを聞きたいという思いが強かったわけであります。これは私たち町議会も一緒であります。教育課長はいろいろな議会の場所で「進捗状況を説明していきます。」とお話をいただいておりますが、町民に対してもいろいろな場所で小まめに説明をすべきであると思っております。

そこでお尋ねをいたします。意見を聞く会ではなく、今後質疑応答の場を設ける考えがあるかお答えください。

各地区の意見を聞く会に参加をさせていただいて幾つか申し上げたいと思っております。私が卒業した笹川小学校に愛着があるように、誰でも卒業した学校に愛着を持っていることを改めて感じました。父兄の方々が子どもたちの学校のよさ、クラスのよさ、子どもが友達と仲よくうまくやっているという話を聞くと、自分の学校に誇りを持っているというか、現状に満足している姿がよく伝わってきました。また、そのほかいろいろな意見があったわけです。やはり今後の進め方が一番大事な作業になると思っております。

そこでお尋ねいたします。今後の進め方、特に諸課題検討委員会はどこまでを担当し、決定された事項はどのような位置づけになるのか、そしてその後どのように進めて決定していくのかお答えください。

次に、2番目の町の史跡について質問いたします。

東庄町は古くから歴史のある町であります。町には千葉県指定の文化財も数多くありますし、東庄町指定の文化財もあります。

そこでお尋ねいたします。町の史跡についてご説明をお願いします。また、町の史跡に指定されることによりどのような扱いになるのか、ご説明をお願いいたします。

次に、私は3月議会の一般質問で岐阜県郡上市大和町との交流について質問をさ

せていただきました。その中の最後のところで東庄町笹川にあります東氏の城跡、須賀山城跡地について申し上げました。そのときは荒れ放題で城跡を見学に訪れたお客様を観光ボランティアの方々がご案内できる状態ではなく、せっかく教育委員会が設置していただいた案内板までたどり着けない状態でありまして申し上げました。また、そのようなことから私も所属しております東庄郷土史研究会の皆さんが伐採を行いましたが大変な作業でありまして思うように進んでいませんでしたし、案内できるようになるまでにはまだまだ時間がかかりますと申し上げました。正直、お手上げ状態でどうしたらよいのかというところでありまして。

ところがその後、大変大きな進展がありました。鬱蒼として入ることのできなかった城跡の入り口から案内板までの約15メートルはもちろん、そこからクランクになって城跡へ向かう約20メートル、そしてその先に広がる広々とした須賀山城跡地まで全てが伐採され、一番奥まで進むことができるように現在なっております。郷土史の方々から話に聞いたり、写真で見せていた場所がこの目で見ることができ、この足でたどり着けるようになったわけで、本当にありがたく、またびっくりしております。

実は本当にこれは偶然なことなのですが、私たち郷土史研究会と同じ時期に、同じような考えを持った方が中心になり、ボランティアで作業して下さった結果であります。その作業をいただいた皆さんは須賀山城跡地に隣接しております北総育成園の武井園長先生を初め、育成園の皆さんであります。

まず4月に男子職員10名で伐採作業をして下さったそうですが、やはり思うように進まなかったそうで、5月には職員、育成園の皆さん百数十名で作業をして下さったそうです。ありがたいことでもあります。その話を聞いて、すぐ郷土史研究会の会員数名で訪問、お礼を申し上げるとともに、私たちも協力をさせていただき旨を伝えてまいりました。その後、何回となく伐採など作業を繰り返し行ったださっております。今は男子職員の皆さんと北総育成園には八つの班があるそうですが、その中のシイタケ栽培を担当する林産班の皆さんが中心となって伐採作業を行ったださっております。今後も作業は継続して下さるということで本当にありがたく思っております。このような状況でありますので、町としても何らかの形で協力、応援いただけないかと思うところでありまして。

そこでお尋ねをいたします。町は須賀山城跡地について、何らかの支援を進める

考えがあるかお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、林議員のご質問事項の1、小学校統廃合の関係でございます。

まずご質問要旨1の小学校統廃合について「意見を聞く会」の結果でございますが、東庄町教育行政諸課題検討委員会が主催をいたしまして、8月19日に笹川小学校区、8月20日に神代小学校区、8月23日に東城小学校区、8月26日に石出小学校区、そして8月27日に橘小学校区で開催されました。各小学校区とも出席者は40名ほどで、統合については反対というご意見から、できるだけ早く統合してほしいなど、幅広い意見がございました。

統合に賛成、あるいは統合は仕方ないと考えておられる方の中のご意見としましては、1校に統合し中学校の近くに新たに建設するというもの、このご意見が一番多かったようでございます。さらに、現状の学校を使って2校に統合するというもの、また小中一貫校も検討してほしいと、そういったご意見もございました。また、統合に付随する意見としまして、統合で使われなくなる学校をどのように活用するのか、通学方法はどのようにするのか、スクールバスの場合はどのように運行するのか、そういったご意見もございました。

一方、今回は保護者の皆様のご出席が少なかったことから、特に子どもを持つ保護者の皆様からご意見を聞くため、同じような会を設けてほしいというご要望もございました。しかしながら、ご意見全般としましては、子どもの数の推移からすれば統合は仕方ない、すべきであるといったご意見が多かったという状況でございます。

次に、意見を聞く会の結果から教育委員会としての考えは、ということでございますが、今月9月26日に第6回の東庄町教育行政諸課題検討委員会を開催する予定となっております。「意見を聞く会」を受けまして、いただいたご意見を集約し参考としながら、統合の時期や方法に向けてご協議いただくことになるものと考えます。町教育委員会の考えをまとめるのは、この諸課題検討委員会から答申、あるいは提言などをいただいてからということになります。

次に、ご質問要旨の2、「今後について」でございます。

3点のご質問のうち、1点目、質疑応答の場の設定については現時点で二つの場合が想定されるのではないかと考えます。一つには「意見を聞く会」でいただいたご要望を受ける形で、教育行政諸課題検討委員会が主体となって開催するもの。二つ目は諸課題検討委員会の答申などを受けた後、町教育委員会が必要に応じて住民説明会を設けるもの、この二つでございます。いずれにしましても、これからの検討次第となってまいります。

2点目、今後の進め方については、諸課題検討委員会から町教育委員会に答申・提言などをいただいた後、町教育委員会で合議をしまして、現在のところ仮称であります。 「東庄町立小学校再編計画」を策定・決定していくことになるかと考えております。

3点目、諸課題検討委員会は今後どこまで担当し、決定事項の位置づけは、というご質問でございます。諸課題検討委員会では、昨年11月の第4回で既に統合するという方向性が決定されております。今後さらに統合の時期や方法などの根幹を詰めていただき、町教育委員会に答申や提言等をいただく予定にしております。小学校統廃合問題に関して申せば、ここまでが諸課題検討委員会の役割と考えております。

また、答申等の位置づけとしましては、町教育委員会が今後議論を進める上での貴重な資料となります。町教育委員会が答申等の内容を十分踏まえ、かつ尊重してまいることは申し上げるまでもございません。

次に、ご質問事項の2、「町の史跡」について申し上げます。

まずご質問要旨1、「史跡の現状」に関する2点のご質問でございます。

1点目、町の史跡についてのご質問ですが、史跡とは歴史上の建物や遺構、城跡などが挙げられるわけですが、東庄町には大友城址、須賀山城址、沼闕城址、和田と栗野の砦跡、鉄牛和尚の墓など、数多くの存在が知られるところでございます。また、千葉県と東庄町では、特に重要なものを指定文化財に指定しておりまして、現在県指定文化財9件、町指定文化財15件がございます。このうち、史跡として指定を受けているものは、鉄牛和尚の墓が昭和45年に県指定になっております。また、大友城址が昭和61年に町の指定となっております。

2点目の、文化財指定によりどのような扱いになるのか、ということでございます。

すが、東庄町指定の場合は「東庄町文化財の保護に関する条例」、これに基づき所有者などには適切な管理が求められますし、管理費用は原則所有者等の負担となります。また、現状変更や保存に影響を及ぼすような行為などについては、教育委員会の許可を得るなどの制限が加えられることとなります。

次に、ご質問要旨の2、須賀山城跡の民間ボランティア作業の件でございます。須賀山城跡は町の文化財には指定しておりませんが、東胤頼が鎌倉時代に築城したと言われ、東庄町の歴史を語る上で極めて重要かつ貴重な史跡でございます。現在も空堀や土塁などが残されておりますが、以前は自然地形のため竹が繁茂し、人が進入できないほどの状況であったということでもあります。しかしながら、今では北総育成園の皆様がボランティアで定期的に刈り取り作業を行っていただき、おかげさまで城跡に入るのも容易になったとお聞きいたしました。大変ありがたく北総育成園の皆様のご労苦に心から感謝を申し上げます。

町教育委員会としましては、指定のあるなしを問わず、貴重な文化財を保護し、後世に残していくことは非常に重要なことであると認識しております。しかしながら、特に自然地形を利用した城跡などについては、ほとんどが私有地であり、それを良好な状態に維持管理をしていくためにはやはり所有者をはじめ、地域の皆様のご理解とご協力が欠かせないものと考えております。

須賀山城跡に関して申せば、東庄郷土史研究会のご協力をいただいて町教育委員会が案内標識や説明板などの設置をしております。しかし、維持管理が行き届かない中で、北総育成園のように地域有志の皆様が文化財保護活動にボランティアで積極的なお取り組みをいただけることはとても意義深いことでございます。町教育委員会としましては、そのような活動を少しでも支援できるような仕組みを考えてまいりたいと存じます。

また、須賀山城跡をはじめ史跡の大方は、現在では畑であったり、雑木林になっていたりしまして、史跡・文化財としての認知度が低いこともあろうかと思われまので、その存在・価値を広く皆様に知っていただくような活動も大切であると考えております。同時に、地域の有志の皆様や利用者、あるいはNPO法人、東庄郷土史研究会の皆様などが、史跡をはじめ文化財の維持管理に積極的にご参加をいただけるような仕組みづくり、体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。

林議員におかれましても、ボランティア活動による文化財保護活動の奨励にさら

なるご支援とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

1 番。

1 番（林 俊之君）

ちょっと順番はずれますけども、まず須賀山城の方ですが、支援できるような仕組みをとおっしゃっていただきました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、小学校の統廃合ですけども、意見を聞く会にも参加をさせていただきました。諸課題検討委員会の皆さん方が本当にどこまで決めて、その結果を待ってからでないかと教育課長はいつもそれ以上のことは決まってからということだったんですけども、先ほどちょっとありましたけども、その中で決定していることが一つだけありまして、平成24年11月に行われた第4回東庄町教育行政諸課題検討委員会で決定したことがあります。それはアンケートの結果を踏まえ、小学校を統合する方向と決定しましたと先ほどちょっとおっしゃいましたけども、これはもう決定事項ですので、これについてどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

それから、今回参加させていただいて一番気になったところなんですが、諸課題検討委員会のメンバーの方は昨年からことしになって何人か変わっているそうです。この諸課題検討委員会がこれからまた進んでいって、ことしから来年になるときにまたメンバーが変わるんですか、その辺をちょっとお答えいただければと思っております。

それから、本当は1回目の質問で申し上げて通告しておけばよかったと思うんですけども、ぜひ教育長からいただければと思います。実は文教委員会を開いたときに別件で一度お越しいただいて、その後に少しお話をさせていただいたのを聞いたときがあります。ぜひ今までの経緯でもいいですし、今後について差し支えなければお話をいただければと思っております。

以上、2回目の質問です。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

まず諸課題検討委員会が小学校を統合するという決定についての町の教育委員会の考えはというご質問でございますけども、先ほど課長が申しあげましたように、諸課題検討委員会の皆様には、意見を聞く会の結果をもとにさらに検討をお願いして、その後町の教育委員会へ答申等をいただく、そういう方向になっておりますので、現時点で町教育委員会が意見を申しあげることは、諸課題検討委員会の委員の皆様にも余計な先入観とか偏見を与える可能性がありますので、お答えを控えさせていただきますきたいと思います。

それから、検討委員会のメンバーを変えるのかというご質問ですけども、諸課題検討委員会のメンバーは町議会議員代表、地区住民代表、小・中学校代表の皆様については、それぞれ交代があった場合には後任者を充てることとなります。保護者代表については小学校の統廃合があるために、当初委員に委嘱をした方をこちらからお願いして固定させていただいた経緯があります。諸課題検討委員会は小学校統廃合、学校給食センターの課題だけではないわけございまして、委員の継続性がないというのは、将来にわたって提起されるであろう教育に関するいろんな課題について、その時々各団体を代表する皆様を委員にご委嘱申し上げてご検討いただくことということでございますので、交代ということがその時期において考えられます。

また、小学校の統廃合につきましては、諸課題検討委員会から答申等を受けた後、教育委員会等で十分検討して、その後また専門組織をつくっていかねばならぬかなというふうには思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

1 番。

1 番（林 俊之君）

今ので2回目の質問に答えていただけたのかなとは思いますが、委員の継続というのはやはり改めて考えていただきたいなと思います。やはり去年からことしに入ってしばらくできなかった期間もその中に入るのではないかなというふう感じております。

3回目ですので、この後は私の意見と要望を少し述べさせていただきます。

まず統廃合ですが、ちょっと厳しいことを申しあげるかもしれませんが、ま

ず去年9月にアンケート調査を行いました。その結果が12月の広報に載りました。そのときの広報には、今回は皆さんの意見を伺うために町内小学校に在学する児童の何々ということで、「今回は皆さんの意見を伺うために」ということで去年の9月に行っております。そして、ちょうど1年まだたちませんが、ことしの8月に入っても同じように意見を聞く会、同じことをやっているのではないかなという非常に感じがあります。

それで、前回の広報を見ますと、昨年9月のときには統合の可否とか、統合の時期とか、方法とか、大変細かくそれについて答えてもらっていましたが、今回は本当に全体的なこと、それがいいのかわからないですけども、何でも皆さんの意見を聞きたいという形で、発表する方も大変困っているような感じを非常に受けました。ですから、やはりもうこれからぜひどんどん進めていっていただきたいと思います。

それから、もう一つこれは前回の広報の最後、ほかの意見というところに載っていたところですけども、これは皆さんわかっていたと思います。「統合を検討するに当たり、その進捗状況の度合いや検討の状況、統合する場合のメリット、デメリットを住民に知らせてほしいという意見が多数寄せられています。」というのが前回の12月にも書かれているわけで、これが一応皆さんからの要望の一番大きい部分だと思えます。ですから、今後これからいろいろ進んでいくんでしょうけども、住民との話し合いをできるだけ多くやって、いい統合ができるようによろしく願いしたいと思えます。

それから、須賀山城についてですけども、先ほど須賀山城のPRという話もしていただきました。確かに天保水滸伝は私もやっていますが、非常に今マスコミ関係とか、新聞社の方とか大変書いていただいているいい状況になっていると思うんですが、それに負けないようにまたぜひこちらを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それから、あと北総育成園の武井園長先生が実は広報誌を年に何回か発行しています。「北総の里」ということで一番新しいのが13年5月19日付、ナンバー40ということになっています。そこに須賀山城について書いていただいているのでちょっと読ませていただきます。

「数年前のこと、その空堀と土塁を確認できる場所に東庄町教育委員会が“須賀

山城址”の案内板を設置してくれました。その案内板を頼りにこの山に踏み込む人がたくさんいます。それは林産班椎茸原木置場を通り抜ける細道の先。そして「残念だねえ。荒れてしまって」と声が聞こえてきます。北総育成園は今年、この地にお世話になって40年。その記念事業として、この須賀山城址再生事業に取り組むことにしました。早速、地主の方に篠竹伐採の許可を得て東庄町教育委員会も「そうしてもらえたら有り難い」とのお返事。4月に男子職員10名で」から始まって、ずっと「頑張ってやってきました。」というふうな話を書いてあります。やはりぜひこの気持ちをどうかご理解いただいて、町の方でも協力をいただければと思っています。

最後に、岩田町長はもともと本当に歴史に対しては大変ご理解いただいています。実は第5次東庄町総合計画、町の一番大事なところだと思うんですが、百何ページにわたる中の一番最初のページに町長が挨拶しています。写真入りで、タイトルは「躍動・連携・地域力 とうのしょう」と書かれておりますが、最初の文面をちょっとやはり読ませてもらいます。

「東庄町を含めたこの周辺地域は、中世、鎌倉時代に千葉氏の直系、千葉常胤(ちばつねたね)の六男、東胤頼(とうのたねより)が所領し、本州最東端、東氏の荘園として栄えた地です。点在する歴史遺産に月星の家紋が多く見られるのはその名残であり、悠久の昔に思いを馳せることができます。私たちは、歴史によって育まれた文化や豊かな自然環境を守り、後世に引き継いでいくために、最大限の努力を、傾注してまいらねばなりません。」として、その後町の環境や少子高齢化について書かれています。一番最初に町長もこれを書かれています。ぜひ今後もこの須賀山城だけじゃなくて、私たちも一生懸命頑張ってやっていきますので、よろしく願いまして質問を終了します。

ありがとうございました。

議長(鎌形寿一君)

答弁はよろしいですね。

1番(林 俊之君)

いいです。

議長(鎌形寿一君)

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時ちょうどといたします。よろしく  
お願いします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 38 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

議長 (鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7 番、城之内一男君。

7 番 (城之内一男君)

7 番、城之内です。よろしくお願いします。

教育環境の整備・充実について質問します。

少子化の中、どんな子どもを育てるべきか、いい教育とは。教育の方向性の論議  
が活発な中、安倍政権は経済再生とともに教育再生を政権の最重要課題に掲げ、高  
いトップレベルの学力や規範意識を身につけた人材の育成、日本の歴史・文化を尊  
重する心を育む道德の教科化、教科書検定の見直し等々、政府の教育再生実行会議  
を中心に次々と改革を打ち出しているところですが、最初に町における教育行政と  
教育委員会制度について伺います。

いじめや体罰など、学校の事件をきっかけに教育委員会制度の形骸化が指摘され  
改革論議が盛んになり、論議はトップの改編に集中している感もありますが、背景  
にはいじめや不登校の問題への対応などをめぐって一部の教育委員会が十分に機能  
しなかった。全国的に見れば教委制度も一部形骸化しているとの指摘があるのも実  
情。教育行政の責任者を今の合議制の委員会から首長が任命する教育長に変える  
という中ですが、まだ現行の教委制度でも実質的には首長が教育長を選ぶ自治体が多  
い。また現行の制度では教育委員会が立案した施策に予算をつけるかどうかは首長  
の考え方次第という中、教育委員会制度の改革をめぐっては首長との関係が繰り返  
し論点になってきた中、教育行政の権限・責任について所見を伺います。

あわせて、教育委員会事務局の見直しも必要、重要な課題だと考えますが、見解  
を伺います。

教育行政の実務は委員会の下にある事務局が担うところであり、委員は非常勤で

せいぜい月一、二回しか会議を開けない中、教育委員会に求められている権限や責任を果たすには限界があると考えます。また、公立小・中学校は市区町村教委が運営するが、教員の採用・任免・人事などは都道府県教委の権限、教育課程の編成権は校長、授業は教師に委ねられ、都道府県や市区町村には教育委員会が設置され、市区町村教委が都道府県教委を通じた閉鎖的中央集権的な上下の縦割りの並列化にしっかり組み込まれていることが問題とすべきであり、しかも教育委員会の長である教育委員長のほかには教委事務局のトップである教育長もいて、その教育長は教委の一員でもあり、教育に関する責任を一体誰が負うのかわからなくなっているとの指摘もある中、教育委員会の見解を伺います。

次に、道徳の教科化、教科書の検定と採択の全面見直しについて、教育長の所見を伺います。

政府は道徳教育の推進を掲げ、いじめ問題への対策を検討してきた政府教育再生実行会議が出した答えの一つが道徳教育を充実させること。他者への理解や思いやり、規範意識などを育むため教科化が必要とする提言。また歴史と文化をとうとぶ心を育む自虐史観を除いた歴史教科書の普及を目指す。どの教科書にも共通して書くべき事柄を文部科学省が定めるという教科書検定と採択の全面見直し。今の教科書制度は基本的にどう書くか、どの本を選ぶかを出版社や教員の自主性に委ねており、多様な教科書があってよいという考え方が土台にあるとともに、一定の価値観を児童・生徒に強制することになりはしないかという懸念とともに、これからの社会には多様性を大切にこそ異なる他者を受け入れる力、多様な人々とコミュニケーションできる人材、世界で通用する人材の育成ができると考えますが、道徳の教科化及び教科書制度について教育長の所見を伺います。

あわせて、小学校英語の教科化について伺います。

現在は小学校五、六年生で教科とは異なる外国語活動という授業を行っている中、政府の教育再生実行会議は小学校英語の教科化を求め実施学年の前倒しや、授業時間数の増加も提言しているところですが、小学校英語の教科化について教育長の所見を伺います。

あわせて、英語の必修化を定めた新学習指導要領では、実際に授業を行う存在として各自治体の教育委員会が派遣するネイティブ・スピーカーの外国語指導助手・ALTが想定されている中、ALTの人材不足もあって学級担任が教える例が多い

現状、全国に40万人いる小学校教諭で英語の教員免許を持っているのはわずか3%という中、町における英語の教員免許を持っている教員の人数及び英語授業の状況について伺います。

小学校で英語教育をする場合の要件として、話す・聞くを中心に音声を指導すべきであり、文法を教える必要はないと思います。発音が最重要、特に日本語にない母音や子音を聞き分けることが重要であることなどを考えると、先生はネイティブ・スピーカーであることが望ましいとともに、音声中心なら低学年からも適していると考えられますが、教育長の小学校英語教育についての所見を伺います。

次に、全国学力調査と学力向上について質問します。

文部科学省の全国学力調査は民主党政権の10年以降、抽出方式であった中、4年ぶりに悉皆方式で実施されたところですが、悉皆調査だからこそ単なる傾向把握に終わらず、一人一人の学習状況に迫ることができるとともに、全ての学校が全国水準との比較で学力がはかれ、経年で行うからこそ見える学習履歴となり、児童・生徒の学習の定着度を図り、成果と課題を評価・検証し、学校教師にとって授業改善のための貴重な資料となるとともに、各学校の実情にあわせた学力向上策につなげることが大切だと考えますが、教育長の見解を伺います。

あわせて、一部の自治体では各校の成績を独自公表する試みもあるところでもあり、全国学力調査の結果に対する開示問題で一般行政と教育行政の関係が改めて問われており、教育委員会からというより首長からの積極的な働きかけが見られるという中、全国学力調査の結果を学校ごとに公表することに関して見解を伺います。学力向上について所見を伺います。

学校教育における最大の使命は学力の向上が基本であり、学校教育法で規定された学力の三つの要素は基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力、主体的に学習に取り組む態度とありますが、活用抜きの習得はないし、習得を確かにするための活用でないという意味がありません。学校教育の最大の目標は子どもの豊かな心を育て、健やかな体、確かな学力を身につけさせることであり、教育指導強化について説明責任とともに結果にも責任を持つことが必要になるところですが、教育長の見解を伺います。

児童・生徒の学力向上は児童・生徒の学習意欲を高めることが重要であり、教師の指導力向上なくしてはあり得ません。いかに一人一人の教師の学習指導力を高め

るかが問われます。教員の資質向上は教育界の課題であると指摘されるところでもあります。欧米諸国と比べて日本ほど優秀で勤勉な教師はいないとも言われ、保護者の評価でも教育の熱心さに満足の保護者は7割を超えるという中、教師の世界が転機を迎え、大量採用された世代が退場し、かわりに都市部を中心に若手が採用されつつあり、経験の浅い教員が大量に誕生すると教員の資質の向上、改革の必要が言われているところですが、見解を伺います。

あわせて、教師を取り巻く環境はかつてより厳しい現状があると思います。学校を取り巻く環境が複雑になり、その一つ一つの解決が求められており、いじめ、不登校への対応、保護者からの要求、安全・安心の確保等々、一方ほとんどの教員は教材準備の時間が十分にとれない。作成しなければならない事務書類が多い。休日出勤や残業が多いなどの悩みを訴えている中、学習指導基本調査によれば学校にいる時間、平均11時間20分、病気休職者8,544人、うち精神疾患による休職者5,274人、在職者に占める割合0.6%という中、町における現状とあわせて見解を伺います。

教師の指導力向上、教員の資質向上、能力の向上には指導主事の役割は大きいところですが、指導的立場にある指導主事一人一人の指導力向上が大きな課題となっているとも言われる中でもあり、指導主事としての在職年数の短縮化傾向と職務に対する経験不足などから、教科などについての高い指導、専門性や学校の教育活動全般に対する指導・助言力が必ずしも十分でないとの指摘もあるところですが、教師の資質向上が課題であるとすれば、国もさまざまな施策を講じている中、まずは学校から身近な改革をすることではないでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

次に、土曜授業について伺います。

ゆとりの学習指導要領とともに、公立学校では2002年度から完全週5日制となったところですが、学力低下への懸念、新学習指導要領の実施により、年間の授業時数がふえたことなど、公立学校での土曜授業の復活を望む声が高まっている中、自民党は政権公約で「土曜授業の実現」を明記。文科相も意欲を示す中、既に東京都をはじめとする一部の自治体では月に一、二回ほど土曜授業をしている中、学校週5日制は失敗だったのか。ゆとりの学習指導要領の理念は間違っていたのか。理想と現実との乖離がある中ですが、もとの詰め込みに戻るのか。日本の子どもに足りないのは応用力と学ぶ意欲、知識よりも考える力と指摘される中、もとの戻すな

ら子どもたちのためにどうすればいいのか。もとに戻すなら意味がないと思いますが、課題も多い中答えを急ぐことはないと思いますが、教育長の所見を伺います。

次に、いじめ・体罰問題及び教育の危機管理について質問します。

いじめ・体罰が社会問題として関心が高まっている中、いじめが原因で自殺、このような悲惨な状況は一刻も早く改善しなければなりません。いじめ認知件数は増加、深刻化している現状下、いじめに関しての学校側の対応や教育委員会の対応が問題視されているところですが、文科省はいじめ問題の対策を強化する総合的な取り組み方針を発表し、スクールカウンセラーを増員し公立中学校へは全校、公立小学校へは65%に配置するという中、町における勤務状況、あわせて小・中学生のいじめの認知件数と教育委員会としてどのように把握し、どう対応しているのかお聞きします。

いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめは言うに言えない、先生にも言えない、親にも言えない、誰にも言えないという面があります。現場の教師から見えにくい児童・生徒間のいじめにどう気づくかということが大事であり、いじめ問題の重要性を教職員全員全てが意識し、認識し、いじめの兆候を見逃すことなく、いち早く解決に導くための手だてを講じていくべきであり、児童・生徒の救いの声を敏感に感じ取ることが重要になると考えますが、あわせて見解を伺います。

次に、体罰について、全国の小・中・高校などで2012年度に体罰をした教員が6,721人に上ることが文部科学省の調査でわかったところですが、被害を受けた児童・生徒は1万4,208人に上り、綿密な調査を実施した結果、前年度調査404人の十何倍近くにふえたという中、過去の調査は把握や報告が十分でなかった感もありますが、体罰は学校教育法で禁じられており、しかし、どのような行為が体罰かは明示されておらず、これまでも議論が繰り返されてきたところですが、文科省の今回の調査方法や体罰の解釈を各教育委員会に任せたといい中、町における調査方法及び体罰の解釈について、体罰を認定する基準を厳格化する必要があると考えますが、教育委員会の見解とあわせてお聞きします。

あわせて、町における体罰の実態がありましたら、状況について伺います。

体罰の方法として小・中・高、いずれも素手で殴るが最も多く、中・高では殴る、蹴るも10%を超えるという中、部活動で厳しい指導はどこまで許されるのか、学

校のスポーツ指導で体罰はあってもよいという声が20%を占める、また根強い愛のムチ信仰もあるところですが、体罰はあってはならないものであり、絶対に許されるものではないと思いますが、教育委員会の見解を伺います。

次に、教育の危機管理について、保護者の学校に対するニーズが多様化しつつある現在、保護者の苦情や不満も多様し、教職員に対する保護者や地域住民などの目も厳しいものがあり、学校や教育委員会に対し常識外れとしか言いようのない抗議や理不尽な要求を行う、いわゆるモンスター・ペアレントの問題など、教師の中には対応に悩んで病気になったり、やめたりした人もいるという中、背景には核家族化、地域社会や家庭の教育力の低下、教育に対する親の関心が深まるにつれ、学校に求める期待や責任が肥大化していることがあり、地域社会や家庭、行政が対応すべき問題が直接学校に持ち込まれやすくなったことがあると思いますが、教育委員会の認識とあわせて町の状況について伺います。

正常な学校運営と教育活動を維持し、教職員が教育実践に専念できるようにするためには学校として保護者のクレームに適切に対応する方策を立てておくことが必要であると思いますが、同時にいじめ、体罰、不登校など、親と学校のかかわり方も普普遍性のある課題であり、腰を据えて対応すべき必要があると考えますが、教育委員会の見解を伺います。

次に、小学校統廃合と給食センターについて質問します。

少子化で児童や生徒の減少により小規模校が急増し、小・中学校の再編計画を早急に具体化しなければならない状況にあり、築30年以上の学校施設の老朽化対策は全国的な問題となっているところですが、小・中学校は地域社会のインフラである事実、どんな学校も特徴と歴史があり、地域の財産になってきた中、学校は地域社会のよりどころ、なくなると寂しい、残してほしいという住民とどう合意できるか、学校の文化的背景とどう調和を図るのか、どう調整するかが重要であり、住民の反対で撤回せざるをえずの例もある中、プロセスが大事であり、説明の手段を間違えては学校統廃合は円滑に進みません。教育委員会の認識を伺います。

学校統廃合は住民や自治体の意思と教育の効果との折り合いをつけなければならぬところですが、子どもにとって学びやすい規模とは、学校の適正規模について考えをお聞きします。

学校の規模がどれくらいだと子どもにとって適切な教育ができるかということとは

難しいところですが、単学級で6年間クラスがえがなく小学校生活を送る、低学年のときにでき上がった人間関係がそのままずっと続くことになり人間関係形成上、重大な影響を及ぼす懸念が生じる。学校行事や部活などの運営や集団教育機能への影響などを考えたとき、小学校で18学級、中学校で15学級、最低でも小12、中9学級が適正と判断されるようですが、教育委員会の認識を伺います。

50年以上前の学校教育法施行規則では、学級数は小・中12から18学級、通学距離は小学校おおむね4キロ以内、中学校おおむね6キロ以内と標準が規定されているところでもありますが、通学条件への手当てについて伺います。

学校統廃合では児童・生徒の通学距離、時間の拡大にどのような手当てを講じるかがまず議題になります。現行法令では通学条件を距離で捉えているところですが、スクールバス導入で通学時間の限界値で考えた方がよいのではないかの面もありますが、学校統廃合を進める場合、通学条件をどう見定めるか、統合した場合の児童・生徒の通学条件はどう変化するかについて十分な検討が必要になると考えますが、スクールバス導入を含めて通学条件への手当てについて教育委員会の見解を伺います。

あわせて、通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに課題が発生することが考えられますが、教育委員会の認識とあわせて考えをお聞きします。

少人数学級できめ細かな指導をとの意見もある中ですが、ある程度の人数がいなければ子ども同士がよい意味で切磋琢磨する機会が与えられない。また生涯にわたって気心の知れた者同士の小さな集団で過ごせるわけでもない中、人間形成上問題があると考えますが、少人数教育、少人数学級についての所見を伺います。

学校統合は跡地利用と結んだ視点が重要になると考えますが、閉校後の校舎などの維持管理に多額の費用がかかり、活用法に悩みを抱える自治体が全国各地に多い中、将来的には人口が減り税収も減少、学校を含めた公共施設を現在と同じように維持管理することは難しくなることが予想される場所であり、跡地利用は財源措置、将来にわたる費用対効果の推計など大きな課題になると思います。同時に、複数の施設を一つにして複合施設化した学校が少しずつ出現してきている中、考えていく必要があると思いますが、教育委員会の見解を伺います。

小学校を統合する方向に決定という中、統合計画を早急に具体化しなければならない状況にあると思います。そこで、具体的に伺います。まず教育行政諸課題検討

委員会の位置づけについて伺います。東庄町の教育に関する諸課題を検討し、調査研究を行うという中、諮問機関なのか、何をどこまで期待しているのか、事業計画の策定まで行うのか、権限を含めて教育委員会の考えをお聞きします。

あわせて、教育委員会としての案を示し検討し、住民に対し説明、理解を得ていくべきだと思いますが、教育委員会の見解を伺います。

今後どのような手順、スケジュールで進めるのか、事業計画の策定の時期を含めて教育委員会の考えを伺います。

統合の時期について、近い将来、複式学級の可能性もある中、学ぶ環境、教育の機会均等の見地からも複式学級は避けるべきだと思いますが、統合の時期について伺います。

統合の方法について伺います。1ないし2校に統合、2校に統合後1校に統合が考えられるところですが、教育委員会の方向性を伺います。

次に、既存の施設を前提とするのか、学校の敷地の広さ等を考慮し、新たな土地や新たな学校施設も必要となるのか、あわせて伺います。

財政的負担について伺います。1校に統合の場合、新たな場所に新たな施設をつくる場合、及び既存の施設を活用する場合、改修・増設も必要になると思いますが、含めて財政負担について試算を伺います。2校に統合、2校に統合後1校に統合、それぞれの場合についての試算もお願いします。

あわせて、補助金等、国、県からどの程度手当てされるのか、及び地方債についてどの程度の起債が必要になるのかについても伺います。

統合後の財政負担について、1校ないし2校に統合した場合、統合後の学校運営、維持管理における財政負担についてそれぞれの場合についての試算を伺います。

次に、1校に統合の場合、中学校との小中一貫教育も考えられるところですが、義務教育の9年間を一体的に捉え小・中で別々のカリキュラムを一連のものとし、相互につながりのある時間割りや指導法を採用する運用面で区切りを変える小中一貫教育ですが、小中一貫教育の重要な目的は中学生になって環境の変化になじめず、学校に対応できない児童が陥りやすい中1ギャップを防ぐことにあるという中、新しい環境での学習や生活にうまく対応できず、不登校や非行などにつながるケースがある。また、部活動がその原因になるケースも少なくないという中、児童・生徒の問題行動の件数は中1で激増しており、不登校の件数は約3倍に、いじめの認知

件数は2倍を超えるという中ですが、2000年から公立校の小中一貫教育も始まり全国に広がり、小・中学校が近隣校と連携したり、校舎を一体化させたりして実施しているところですが、小中一貫教育について教育委員会の考えを伺います。

あわせて、小中一貫教育とあわせて中・高の連携も考えていく必要もあると考えますが、教育長の所見を伺います。

給食センターについて伺います。

学校給食は貧しくて弁当を学校に持っていくことができない子どもたちのために戦後から急速に全国に普及し、現在主食、副食、牛乳からなる完全給食の普及率はおよそ小学校で95%、中学校で80%という中、50年以上にわたる学校給食の充実、近年の外食産業の成長、冷凍食品や電子レンジの普及などが台所に立たない親世代を次々と育み、現在は給食の栄養で辛うじて保たれている状態の子どもがふえている中でもありますが、学校給食はおいしいものを安全で安定した形で児童・生徒に提供するのが大切です。給食センターについては現在の給食センターの場所以外に建てかえが必要であるとの方向性の中、建てかえの時期は小学校統合と大きく関係してくると思いますが、一体で進めるのか、現在の場所以外という中、新たな場所を確保するのか、既存の場所を活用するのか、学校施設に併設するのかを含めて教育委員会としての方向性を伺います。

あわせて、現在の米飯給食、弁当箱方式の給食についてどのように考えているのかを含めて伺います。

方法としては自校式、センター方式、デリバリー方式、民間委託、PFI方式など考えられるところですが、教育委員会としての方向性を伺います。

財政負担については事業費はどのくらい見込まれるのか。国、県からの補助金、町債の見込み等、小学校統合と同様に財政負担について教育委員会としての推計を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

初めに、教育行政と教育委員会制度について、大きく分けて3点についてお答えします。

1点目ですが、教育行政の権限・責任につきましては、教育委員会に権限が委ねられており、責任も教育委員会が負うところであります。教育委員会制度の一部が形骸化し制度の改革が必要であるという考えもありますが、東庄町では今のところ教育委員会事務局も含めて特段に見直しが必要であるとは考えていませんが、今後国の方針に基づき対応してまいります。

教育に関する責任についてということにつきましては、教育委員会は教育委員長と教育長、並びに教育委員会事務局が一体となって教育行政を推し進めており、教育に関する責任も全体で負うものと考えます。

2点目の道徳の教科化についてですが、現行の学習指導要領の実施により道徳教育が充実したと感じておりますが、道徳の教科化につきましては私個人としては反対であります。また、教科書検定と採択につきましては、香取地方1市3町で教科用図書香取採択地区協議会が設置され、教科用図書の採択を行っており見直しの必要はないと考えています。

3点目、小学校の英語教育の三つのご質問についてですが、まず最初に英語の教科化は指導者の問題や指導内容、学年等の問題がありますので、時間をかけ十分な検討が必要であると考えます。二つ目として、町における英語の教員免許を持っている教員は小学校5校あわせて4人です。現在の小学校五、六年生の外国語活動の授業の状況ですけれども、学級担任が授業を進め、町で雇用している日本人英語教師がALTとして補助しております。また、これとは別に中学校に配置されている外国人ALTが各小学校で年間24時間の英語の授業を行っております。それから、3点目の低学年からの英語教育につきましては、私も議員と同様に一、二年生から行うことが望ましいと考えます。

次に、全国学力調査と学力向上について、七つのご質問にお答えします。

まず一つ目ですけれども、全国学力調査につきましては継続して学力を把握し学力の向上を図る上で、抽出方式でなく今回行われた悉皆方式で行うべきだと考えます。

二つ目の全国学力調査の結果を学校ごとに公表することにつきましては、今のところ考えていません。結果はそれぞれの学校で分析し、なお一層の学力の向上に向けて取り組んでおります。

三つ目ですが、学力の向上につきましては東庄町の教育施策の重点項目であり、

特に底辺のレベルアップを図り各学校で取り組んでいっております。

4点目、教員の資質の向上につきましては確かに今後経験の浅い教員がふえてくると思われますので、各学校にバランスよく各年齢層の先生方を配置できるように努めてまいりたいと思います。

5点目の教員を取り巻く環境につきましては確かに厳しい状況にあります。東庄町の学校に勤務する先生方も遅くまで残って仕事をしていることがありますが、健康管理に十分配慮するように指導しており、現在は病気休職者はありません。

6点目の指導主事につきましては、学校の教育活動への指導・助言を行う上で指導力の向上は欠かせないものであります。県で行う専門的な会議や研修に参加し指導力向上を図っております。また、東庄町では夏季休業期間に全教職員を対象に指導主事による研修会を開催しており、教員の資質向上に取り組んでおります。

7点目の土曜授業につきましてはですが、現行の学習指導要領の実施により授業時間数がふえましたが、各学校では行事を削減したり、会議を減らしたり、いろんな工夫改善を図って対応しております。ですから、すぐには土曜授業を導入しない予定でいます。

次に、ご質問要旨の4の小学校統廃合関係のうち、少人数学級と小中一貫教育について先にお答えいたします。

まず少人数学級ですが、現在千葉県では小学校一、二年生は35人、3年生以上は38人の学級編成を行っております。これを一律35人学級へと国や県へ働きかけているところであります。さらに各学校に加配教員をふやし、教科によっては複数の教員で一クラスを指導できるように要望しているところです。

続いて、小中一貫教育ですが、小学校統廃合を進めている町村において小中一貫教育を検討していることが多く聞かれています。先日の「小学校統廃合の意見を聞く会」でも同様な意見が出されておりました。教育行政諸課題検討委員会の今後の方向性を見きわめたいと考えています。また、中・高の連携は考えていくべきだと考えます。中高一貫教育については、高校を持つ首長は検討するべき問題であろうかと考えます。

以上で私の方の答弁は終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨3の「いじめ・体罰問題」と「教育の危機管理」について申し上げます。

始めに、いじめについてのご質問3点でございます。

1点目、スクールカウンセラーの勤務状況でございますが、現在東庄中学校に1名配置しております。毎週水曜日、午前10時から午後5時まで、相談活動に当たっております。また、必要に応じて小学校の相談にも対応しているところでございます。また、中学校からは定期的に報告書が教育委員会に上がってまいります。平成25年度は、今のところいじめの報告はございません。

それと2点目、小・中学生のいじめの認知件数ということでございますが、直近の平成24年度につきましては文部科学省による調査がありまして、東庄町では小学校で16件、中学校で13件、合計29件の報告がありましたけれども、いずれも既に解消をしております。町教育委員会としましては、学校と十分に連携をとりながら、個別に状況を把握し、対応を図っているところでございます。

なお、平成24年度のいじめを発見したきっかけとしましては、小学校16件のうち、担任の先生が気づいたものが11件、本人の保護者から学校の方へ情報が寄せられたものが4件、ほかの児童から学校の方へ情報提供があったものが1件ということになっております。中学校では13件全てが中学校独自の教育相談アンケートによるものでございます。

次に、3点目、いじめ問題を解決していくためにはということですが、これについてはあらゆる手段を講じて早期発見、早期解決を図ること、これが重要になってまいります。さらに、事後の観察と指導の継続が肝要であると認識をしているところでございます。

あわせて、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布されております。施行はまだですが、今後はこの法律に基づいて対処していくことになろうかと考えております。

次に、体罰の関係、4点についてお答え申し上げます。

1点目、体罰についての町の調査と実態についてということでございます。平成25年2月26日付で千葉県教育委員会が各県立学校及び各市町村の教育委員会に体罰に関するアンケート調査を実施しております。平成25年4月19日付でこの

調査結果が県より報告されましたが、東庄町の小・中学校に体罰はございませんでした。

2点目、体罰の解釈につきましては、文部科学省により出されております「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」がありまして、平成25年3月21日付でこの形で千葉県教育委員会より「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知が出されたところでございます。町教育委員会ではこれを各小・中学校長に周知するとともに、職員への適切な指導をお願いしてございます。

3点目、体罰についての考え方の件でございます。町教育委員会としましては、議員おっしゃるとおり体罰は暴力であると認識をしております。当然のことながらあってはならないもの、絶対に許されるべきではないと考えているところでございます。

4点目、教育の危機管理についてお答えします。保護者の皆様から各学校や町教育委員会に寄せられる苦情については、数はそう多くはないものの皆無ではないというのが実情でございます。苦情への対応としまして、各学校では「学校危機管理マニュアル」に基づいて、また町教育委員会では学校との連絡を密接にとりながら、保護者の皆様のご理解がいただけるまで時間をかけて話し合いを行い、その解消に努めているところでございます。

次に、ご質問事項の4、小学校統廃合と学校給食センターについてでございます。

まず小学校統廃合ですが、統廃合のプロセス、教育行政諸課題検討委員会の位置づけ、今後の進め方、事業計画の策定、あるいは統合の時期、方法などにつきましては先ほど林議員のご質問の中でお答えしたとおりでございます。

また、小学校を統合する場合の小学校の学級数の適正規模、スクールバスの導入などにつきましては議員がおっしゃられた基準などがございますので、そちらに照らして、あるいは議員がいろいろご心配いただいている点なども含めまして、今後十分に検討してまいることになろうかと考えております。

続いて、小学校跡地の利用、用地の関係、それと財政負担や試算、起債の必要額については、まだ諸課題検討委員会で検討をいただいているところでございますので、教育委員会から具体的にお答えできる段階ではございませんので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

なお、学校を建設する際の一般的な補助金としましては、2分の1の国庫負担があり、起債の充当も可能となっております。

次に、学校給食センターについてでございますが、小学校統廃合とやはり絡む問題でございます。建設の時期、給食の方法ですとか財政負担等については、やはり具体的に現在お答えできる段階ではございませんので、何とぞご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

教育委員会制度、英語の教科化と道徳の教科化については、これは国の政策ですからなかなか難しい問題ですけど、やはり教育委員会制度の形骸化しているとかいろいろな課題はあると思うんですけども、現行の制度をやはり改めるべきは改めていくべきだと思います。

それと教育長、教育委員会の権限・責任についても、やはり現行の制度の中で政治の教えを教育に関してはするべきではないと思います。これは教育長の見解を聞いているところですけども、または英語の教科化、土曜授業についても早急に迅速にという部分はありますけど、やっぱり拙速になっては困るわけであって、時間をかけて見守っていきたいと思います。

それと生徒の学力向上、教師の指導力向上、その点に関して東庄町でも指導主事を3年前からですが置いているところなんですけども、やはりこれが今の教育委員会制度というか、県、市町村、その中で指導主事もジョブ・ローテーションというか、その中でやはりまた教師から町に指導主事として来て、二、三年たつとまた教頭、校長になる、このローテーションの中でやっている感じでは指導主事の指導力向上というのは難しい面があると思います。これに関しても国の政策の中でいたし方ないとは思いますが、その辺を考えると学校独自がいろいろな課題・問題を検証して、その改革に取り組むべきだと思います。それにはやはり校長の指導力、学校経営のしっかりしたビジョンを持って取り組むべきだと思います。

これは先生方の指導力向上は難しい問題ですけども、やはり今の私たちも学校に近いものですから、夜遅くまで学校に明かりが灯っていると、その部分は結構見

受けられますけども、その辺も改善していかないと先生方の負担、よくやっていると思いますから、やはり学校から身近な改革から進めていってもらいたいと思います。

それと小学校統合、給食センターについてなんですが、答えないでしょうけども、前から問題になっているところであり、やはりこれも拙速になっては困るんですけど、スピード感を持ってやってもらいたいと思います。

それと財政負担については今のところ公表できないとかという部分がありますけれども、やはり住民もそうなんですけども、じゃあ、1校、2校新しいところに新しい学校を統合したらどれぐらいかかるのか、その町はそれだけの負担はできるんですか。それが結構一番聞かれる問題であって、我々議員としても、いや、それだけのものを建てて財政が負担できるのか、また今現在負担できても将来的にまたほかの公共施設とかいろんな部分もありますから、その辺を含めてやらなければ、推計していかなければ、財政負担を考えないで小学校統合は学ぶ環境の適正だったり、いいのかという部分もあります。やはりそれをやってもらわないと検討できないと思います。

それとあと自分の考えとしては、諸課題検討委員会はいろいろこれからほかの検討委員会を立ち上げるかもしれないですけども、教育委員会としての1案でも2案でもいいですけども、案を示してそれを説明して住民の理解を得ていくべきであって、最終決定は教育諸課題検討委員会とか立ち上げてもただ答申を聞く、意見を聞くだけでしょうから、最終決定は教育委員会にあるわけですから、やはり学校統合は一番というか、重要な問題ですから、それなりの信念を持って最適な案を出して住民に説明し理解を得ていくべきだと思いますが、この点についてだけ教育委員会としての認識というか、見解を伺います。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

議員のお尋ねがございました。今後案を出す中で最適な案をお出しいただきたいということについては、我々もそのように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

教育に関してはいろんなまた課題、学力向上とか先生方の指導力向上、統合問題、いろいろありますけども、やはり教育委員会なりにそれなりの信念を持って、子どもたちの将来、東庄町の未来を託す子どもたちのためですから、教育委員会としてのしっかりした信念と理念を持って進めていってもらいたいと思います。

これは要望をして質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

次に、5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

5番、佐久間です。ちょうど皆様眠たくなってきたところです。質問は簡潔にいたします。

森林の水資源の確保についてお伺いします。水資源の重要性の町民への啓発についてです。

現在日本の国内の土地を外資系企業、特に中国系企業が水資源を確保するために広範囲にわたり獲得している状況であります。限りある資源を海外の企業に購入され大切な資源が使えなくなってしまうのではないかと。国や県ではいろいろと規制が設けられているところですが、我が町東庄町においてはそのような外資系企業の進出に対して独自の条例や規則を制定する予定があるのか、質問します。

2回目以降は自席にて伺います。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、佐久間議員からの質問の森林の水資源の確保についてということでお答えいたします。

東庄町内における水資源の状況でございますが、利根川及び黒部川などの河川を流れる水は水道水や農業用水として利用され、地下水や湧水などは共同井戸、または自家水として、また夏目堰などのため池は農業用水として利用されています。

水資源保護の事例といたしましては、長野県佐久市を中心とする地域の市町村で

は水道水を地下水や湧水にほぼ100%依存しておりまして、外国資本等による森林買収の問題等に関して、地下水を守り、育み、未来へ継承していくため「水資源保全サミット」を開催して、国や県に対して法令等の整備を行うことや水資源を地域共有の財産である「公水」として位置づけることなどを要望しているところもございます。

本町におきましては、現在のところ外資系企業による森林の買収問題は発生しておりませんが、国、県の動向を踏まえまして、今後の課題として捉えていきたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

5番。

5番（佐久間義房君）

まず水資源が枯渇した文明は滅びるという歴史的な事実がございますので、それを踏まえて大変心配しています。まずオーストラリア、カナダ、ロシアなどは外資系が森林、水資源など、不動産を買うことに対して規制を設けております。我が国ではまだそういうあれはないかもしれませんが、千葉日報さんも来ていますので、地方から国を変えていくような意気込みでやっていきたいと思っておりますので、これをぜひ千葉日報さんに取り上げてもらいたいと思っております。

2015年には中国では環境難民が1,500万人出るというデータが出ているそうです。今や中国は尖閣諸島だけじゃなく、沖縄は日本の一部ではなく琉球という独立国であると。それで、中国はそれを中国の自治国だと、そこまで言っているそうです。

なかなか地方から国を動かすというのは難しいかと思いますが、これを町民にこういう議会で提案することによって、町民がそういう買収にあったときに中国企業に買収されないような方法をとっていただければと思っておりますので、よろしく願います。

議長（鎌形寿一君）

終わりですか。

5番（佐久間義房君）

はい。

議長（鎌形寿一君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、企業誘致について大きく1点、要旨、企業誘致や設備投資を促し、自主財源の確保に向けた取組みについて伺わせていただきます。

ことしの4月の広報に「自主財源の確保が課題となります。」と明記されておりました。自主財源である法人町民税や固定資産税を確保する政策の一つとして、企業誘致の推進がよいと考えます。

他の自治体の例として、ことしの5月視察に伺った「いろどり」の徳島県上勝町の隣町、神山町では「サテライトオフィス」としてベンチャー企業を育てており、自然環境とインターネット通信速度がすぐれている点で企業誘致が進んでいます。ことしの8月、千葉県町村議会研修の中で三位一体改革収支を示した都道府県別の表の説明中に、神奈川県が研究機関の誘致に力を入れている説明があり、他の都道府県とは異なるデータが示されておりました。近隣市町村では小見川の企業跡地を無償で提供し、企業誘致条例の内容もすぐれております。全国的に多くの自治体が企業誘致に力を入れている現状です。

東庄町の工業団地の利用状況について伺わせていただきます。全ての敷地が操業しており空きスペースがないと認識しておりますが、現状を確認させていただきます。

東庄町は農地が多く、他の限られた土地を有効に利用するには大きな工場ではなく、研究開発などの一部門事業所や小さなベンチャー企業、商店に着目するのも見方を変えれば企業誘致なのではないかと私は考えます。法人数や設備投資を促し自主財源の確保に向けた取組みとして、東庄町工業団地の空きスペース状況、企業誘致の現状について説明を求めます。

以上、2回目の質問は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、企業誘致や設備投資を促し、自主財源の確保に向けた取組みについてのご質問の東庄町工業団地の操業状況、企業誘致の現状についてお答えいたします。

現在、東庄の工業団地内には11社操業しておりまして、1区画廃業した跡地が空きスペースとなっておりますが、現在進出手続を進めている企業がありまして、その進出希望業者が操業すれば空きスペースはなくなります。そのような現状のため、新たな企業誘致は現在のところ行っておりません。

なお、議員がおっしゃるとおり、企業誘致は自主財源確保の面から重要な課題と考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

東庄町工業団地の空きスペースがないという考えでいいかと思うんですけども、ほぼないということを確認できました。ありがとうございました。

私の方の持っている資料から説明させていただきますと、平成23年町民アンケートの結果報告書、満足度指数は職業、働く場所の確保という項目が一番大きくマイナス表示されており、重要な問題だと見てとれるかと思えます。また、平成17年職員アンケートの住民満足度でも働く場所の確保という同じ項目になるんですけども、同じ項目が一番数値が低く「満足」と回答した割合がゼロ%となっております。回答した全職員が認識している早急に解決しなければならない大きな問題だと思えます。

このように、重要な大きな問題として認識しているものの工業団地に空きスペースがないという理由だけと行ってしまっているのかと思うんですけども、空きスペースがないという理由だけで昭和60年の企業誘致条例制定以降、条例の改定もなく20年以上他の対案を考えていないように思われます。問題を認識していた私たち議員のチェックも甘かったのかと、条例を立案・修正する機能を強化しなければならず、反省しなければと考えさせられます。

今からでも遅くないと思えます。企業誘致条例を改定する考えがあるのか。もしくは工業団地を拡張するのではなく、町内の小さな土地にベンチャー企業や個人商店を育てられるよう、設備投資の奨励金条例を緩和したり、新たな雇用ニーズに応

じた奨励など、質問として東庄町の個人商店や企業が新しく商業用の土地や建物を町内に建てた場合に、数年間継続して固定資産税分の奨励金を町内の雇用に対しても奨励金をお願いしたい。順次、町外の方も対象にするかどうかなど、細かな数値設定は経済が循環するように、町の活力が向上するように適正に考えていただき、近隣市町村を上回る企業奨励の条例を制定し、小さな企業を育てる町として就職先、雇用をふやしてほしいと考え、新たな条例を制定する考えがあるのか伺わせていただきます。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、企業誘致条例を改定する考えはあるか、また新たな条例を制定する考えがあるかというご質問についてお答えいたします。

今、議員がおっしゃっております東庄町企業誘致条例は昭和60年に制定されまして、今まで改定されることなく現在に至っております。この条例は「本町の産業振興に緊要と認められる工場、又は事業場を東庄工業団地内に新設するものに対し、奨励措置を行うことによつて、産業の振興及び、雇用の促進、並びに町勢の進展を図ること」を目的として制定されております。なお、この奨励措置とは指定基準の投下固定資産総額が3億円以上、常時使用する従業者数20人以上に該当する工場の経営者に対して、当該工場に対する固定資産税の収納済額の範囲内で、奨励金を交付することができることとなっておりまして、固定資産税が最初に課すべきこととなる年度以降3年度限りとされております。

議員が言われるように、町内の小さな土地でもベンチャー企業や個人商店を育てられるよう、奨励金の交付条件を緩和するにはいろいろな問題があるかと思いますが、議員のお話でもありましたけれども、神山町の「サテライトオフィス」のような先進事例もありますので、十分に参考にして東庄町に合ったよりよいものを検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

よりよいものを検討していただけるということで、これはどちらかという  
と前向きに進んでいく方向で考えていただけるような回答をいただけたのかと思っ  
ております。もう少し早く企業誘致条例について改定しなかったことに気がつけれ  
ばよかったなと思っています。

企業も人も同じく税金を納めており、人に対して補助金があるように企業に対し  
ても補助金があってもよいと考えております。これからの時代はITやベンチャー  
企業を大事に育てていく時代になってきております。昔の営業形態の個人商店をそ  
のまま受け継ぐのは難しく、インターネットも上手に活用して老舗としての強みも  
生かしながら、販路拡大や新しいこともチャレンジしていかなければ生き残れませ  
ん。新しいことにチャレンジするためには大きなリスクを伴います。このリスクを  
少しでも少なくして後押しする気持ちが一步踏み出す勇気が湧いてくるのだと思  
います。

最後に1点提案があります。今まで一般質問でいろいろ提案してきておりますが、  
実現に向けての問題は自主財源が乏しいことが一番大きな問題だと考えるようにな  
りました。ぜひ企業誘致条例以外の企業誘致以外の自主財源確保、大網議員の質問  
の中にありましたようにふるさと納税もそうだと思うんですが、自主財源確保につ  
いて現時点の条例の枠にとらわれずに、新しく制定・改定することも考えていただ  
きたいと提案いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。男女共同参画社会について町はどのように認識しているかとい  
うことを質問させていただきます。

我が国においては日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等  
が明記されております。一方、少子高齢化の進展や我が国の社会経済情勢の急激な  
変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、  
性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の  
実現は本町にとっても重要な課題であると思います。町はどのように認識している

のか伺います。

また、町の委員会や審議会等で女性の参画は極端に少ないと思います。現状はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行います。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

ご質問のありました男女共同参画社会について、私の方からお答えをさせていただきます。

平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法にありますように、「男女が、社会の対等な構成員として活躍し、平等に社会的あるいは文化的な利益を享受し、共に責任を担う社会」というふうに認識をしております。また、男女共同参画は行政だけではなく企業や地域など、さまざまな分野で促進されるべきものと考えております。町では東日本大震災を経験し、防災分野における女性の視点の重要性などを再認識したところでありまして、引き続き行政を初め、あらゆる分野で女性の登用が促進されるように努めてまいりたいと考えております。

次に、町の委員会、審議会等における女性の登用の状況ですが、教育委員会、農業委員会など、地方自治法180条の5に基づく委員会等については組織の数が五つ、委員総数34人に対し女性は3人、率で8.8%となっております。また、地方自治法202条の3に基づく審議会等につきましては組織数14、委員総数163に対しまして女性は24人、率で14.7%となっております。両方あわせると、組織の数が19、委員総数197人うち女性の数が27人で、率で13.7%となっている状況でございます。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

8番。

8番（高木武男君）

それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

まず本町における取り組みについてお伺ひします。この男女共同参画社会の実現

に向けて男女共同参画社会基本法では、地方自治体は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた町の施策を策定し、実施する責務を求めています。本町ではどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

今まで右肩上がりの時代から急激な人口減少、少子高齢化の時代へと向かっています。これら日本が有史以来、初めての経験することです。非常に困難な問題が続々と出てくるように思います。

本町においても、小学校の統廃合や教育に関する問題、本町の基幹産業である農業の問題、国民健康保険や医療の問題等、難問が山積しております。こういう時代だからこそ、女性の個性や能力を十分に発揮していただき、まちづくりのいろいろな場面で参画してもらいたいと思っております。今まで男だけの視点でまちづくりをしてきましたが、余りいい結果が出ているとは思えません。女性の立場から女性の視点でいろいろ考えたら新しい発想、新しい展開があるかもしれません。町の大膽な施策とスピードに期待しております。ぜひお願いします。

2番目に男女共同参画条例の制定についてお伺いいたします。町は男女共同参画条例の制定についてどのように考えているのでしょうか。早急に取り組んでいただきたいと思っております。お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

ただいま本町における取り組みということで議員さんの方からいろいろご意見がございましたが、確かに議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。これまで委員会、審議会で女性の登用の促進に取り組んでおりますけども、引き続き広報紙等を通じた男女共同参画の啓発、あるいは委員会、審議会で女性の登用の促進に今まで以上に進めてまいりたいと考えております。

また、男女共同参画基本条例につきましては内部の方で十分検討させていただきたいと思っております。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

8 番。

8 番（高木武男君）

大変前向きな答弁で私は満足しております。ぜひ大胆な施策とスピード感を持って行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は 14 時 45 分に再開とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 26 分 休憩）

（午後 2 時 45 分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、陳情第 2 号、TPP 交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

この陳情は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎ひろみ君。

13 番（山崎ひろみ君）

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託され継続審査となっておりました、陳情第 2 号、TPP 交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情については、去る 8 月 26 日に、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、TPP 交渉は多国籍にわたる国同士の協議であり、交渉項目等は発表するにせよ交渉中の過程、内容までの情報公開には無理があると考えます。したがって、不採択とすべきである。

また、現在 TPP 交渉が開始され報道でも 80% の関税は撤廃する、重要 5 品目は死守する等の情報が流れてきている。本陳情は情報公開を要求するものだがその

要求する情報の種類が特定されていない。よって、不採択とすべきと考える。

また、政府としても出せる情報と出せない情報があることは蓋然性が高い。意見書提出の意義が見出せない。

以上のような意見等があり、陳情第2号、T P P交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情について、採決した結果、当委員会においては、賛成者がなく不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、陳情第2号、T P P交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第7、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで選挙管理委員会委員及び補充員の指名表を配付するため、暫時休憩します。その場でしばらくお待ちください。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 2時51分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、選挙管理委員会委員を指名します。東庄町舟戸882番地、渡邊三郎君、東庄町笹川い5495番地、高橋宏君、東庄町羽計2471番地51、山邨好八君、東庄町粟野1430番地、鎌形恒君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました渡邊三郎君、高橋宏君、山邨好八君、鎌形恒君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選しました。

続いて補充員を指名します。なお、指名は補充員の順番により指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

指名します。第1順位、東庄町東今泉894番地3、岡野宜男君、第2順位、東庄町笹川い2112番地、山本牧夫君、第3順位、東庄町小南1900番地1、北見忠昭君、第4順位、東庄町平山1116番地、石毛清君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、岡野宜男君、第2順位、山本牧夫君、第3順位、北見忠昭君、第4順位、石毛清君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

日程第8、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ここで教育委員長、小林衛治君の退席を求めます。

(教育委員長 小林衛治君 退席)

議長(鎌形寿一君)

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第4号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育委員の小林衛治氏の任期が9月30日をもって満了となります。適任であるゆえ、再任いたしたく提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第4号については、正規の手続を省略して、直ち

に採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第4号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

ここで、教育委員長、小林衛治君は入場してください。

(教育委員長 小林衛治君 着席)

議長(鎌形寿一君)

日程第9、議案第25号、東庄町がん対策推進条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第25号、東庄町がん対策推進条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本年3月に「千葉県がん対策推進条例」が制定されたことに伴い、町は国、県、医療機関等と連携し全ての町民が「がん」に対する知識を持ち、がんの予防及び早期発見に努めるよう必要な施策を実施するため、この条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

日本人の最大の死亡原因である「がん」は生命及び健康にとって重大な問題となっています。平成18年に制定された国のがん対策基本法の趣旨を踏まえ、県においても本年3月に「千葉県がん対策推進条例」が制定されました。これに伴い、町では国、県、医療機関等と連携し全ての町民にがんに対する知識の普及啓発に努め、がん検診受診率の向上を図り、がんの予防及び早期発見を推進するため、この条例を制定するものでございます。

第1条ではこの条例の目的をうたっておりまして、本町のがん対策の基本となる事項を定めるものでございます。

第2条は町の責務として国、県、医療機関などと連携して、がん対策に必要な施策を実施することを規定しております。

第3条は町民の役割として、がん検診を積極的に受診することを規定しております。

第4条は保健医療及び福祉関係者の役割として、連携の強化と町への協力を規定しております。

第5条はがんの予防及び早期発見の推進のため、町民に対してがんに関する知識の普及啓発に努め、がん検診受診率の向上を図ることを規定しております。

第6条はがんに関する情報の収集及び提供として、町ががんに関する情報を収集し、その情報を町民に提供することを規定しております。

第7条はがん患者などへの支援として、がん患者とその家族などの負担の軽減を図るための施策を実施することを規定しております。

附則につきましては、施行期日の規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

7条になっております。緩和ケアについての確認となります。私は家族へのケアがとても重要と考えております。その中で不幸にもがん患者の方が亡くなられてしまった後の家族へのケアについて、7条の相談体制や支援が必要だと考えているんですけども、厚生労働省のがん対策推進基本計画に私は遺族、亡くなられた後の家族のケアも含まれると読み取ったんですが、この条例も同じく考えているのか、見解を伺います。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

ただいま花香議員さんがおっしゃられたことにつきまして、私もそのように感じております。亡くなられた方に対してケアは健康福祉の中に十分必要なものだと考えておりますので、今後この条例推進に向けて相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番。

4番（花香孝彦君）

含むという見解をいただいたかと思えます。ありがとうございます。この条例を私なりに少し調べさせていただいたんですけども、全国町村の中で恐らく一番早く条例制定をされたんだと思うんですけども、全国に先駆けてこういう制定をしたということであれば何か思いやりの心があるのかと思うんですけども、そのあたり、何か考えていらっしゃいましたらお願いします。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

議員の質問でありますけども、おっしゃられたとおりでありまして、この町の当時胃がんではありますが、それにかかわる方、そしてまた発見される方が非常に多いわけであります。町の健康を守ることが行政執行の私は基本的な考えである、命を守るということは大事なことだと私は思います。町も今健康福祉ということで進んでまいりましたけども、やはり早期発見をするということは一人の病人をつく

らない、また寝たきりをつくらない、そして家族に対しても不幸な人をつくらない、この観点からこの法案をつくって、今、先ほども言われるようにこれを指針にして今後も町民の健康維持のために全力で当たっていく、そういう考え方でございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第25号、東庄町がん対策推進条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第26号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第2号）から、日程第13、議案第29号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上、4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第26号から議案第29号まで、一般会計ほか特別会計2件及び企業会計1件の補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第26号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,970万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,222万6,000円とするものでございます。

今回の補正では補助金を活用して行う町道・歩道の整備工事、住宅用省エネルギー設備設置やさわやか畜産事業の補助金などの事業について予算計上させていただいております。あわせて、6月議会で議決をいただきました議員給与の特例減額に伴う人件費の補正、東日本大震災の住家災害見舞金、並びに平成24年度決算を踏まえての財政調整基金への積み立ても補正をいたしました。

まず、住宅用省エネルギー設備設置補助金ですが、省エネルギー化を実現するエコ住宅普及のため住宅用省エネルギー設備を設置する方に対する補助金となっております。

次に、さわやか畜産事業補助金ですが、施設の機能向上整備を行う畜産業者への補助金となっております。

続いて、町道舗装補修工事と町道歩道整備工事ですが、安全で暮らしやすい道路、安全な通学路の整備のために国からの交付金を財源として実施するものでございます。

次に、東日本大震災での住家災害見舞金ですが、震災から3年が経過する本年度をもって制度を終了したいと考えております。震災直後に実施をいたしました被害調査をもとに広く見舞金が支給されるよう現在対応しておりまして、今回当初予算に不足する額を補正計上するものでございます。

最後に、財政調整基金の積立金ですが、この後認定第1号でご審議をいただきます平成24年度一般会計決算の剰余金額を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。財政調整基金は計画的な財政運営を行うため、あるいは不測の事態に対応するための重要な財源であり、財政状況を踏まえて積み立てが可能なときは積極的に積み立てを行い、臨機応変に対応できるよう、備えてまいりたい

と考えております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

続きまして、議案第27号、平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ414万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,285万8,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費の減額補正をするものでございます。

続きまして、議案第28号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,051万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,279万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳出では1款・総務費で職員の人件費等を増額補正し、5款・諸支出金では過年度分の介護給付費等返還金を増額補正するものでございます。

歳入では3款・国庫支出金と5款・県支出金で過年度分の介護給付費の追加交付金を増額補正、7款・繰入金では職員の人件費等の増額分を一般会計から繰り入れするための増額補正をし、8款・繰越金では過年度分の介護給付費等の返還に不足する財源を前年度繰越金で充てるものでございます。

続きまして、議案第29号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的支出と資本的支出の補正でございますが、まず収益的支出で医業費用の中の給与費が予算編成時には確定していなかった常勤医師及び看護師の増員が実現したことに伴い増額し、病院事業費用の既決予定額に1,961万3,000円を追加し、10億662万7,000円にするものでございます。

次に、資本的支出で第1項・建設改良費が増額となるため、既決予定額に150万円を追加いたしまして、8,459万4,000円にするものでございます。

以上、議案第26号から議案第29号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くだ

さいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。まず歳出から申し上げます。

今回の補正では町長の提案理由にもありましたとおり、6月議会で議決をいただきました議員報酬の臨時特例による減額と、一般職の職員の給与臨時特例による減額補正を行っております。なお、一般職の職員は4月の人事異動等による増減分も合算して補正をしております。この減額による金額ですが、議員報酬の臨時特例分につきましては153万円、一般職の職員については総額3,068万5,000円、うち臨時特例による減額5%分は1,540万円となっております。これらの補正は1款の議会費をはじめとする各款において2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、19節の総合事務組合負担金等の説明欄に「職員異動分等」と計上しております。そのほか一般会計から特別会計への人件費にかかる繰出金の補正として国民健康保険特別会計繰出金が414万2,000円の減、介護保険特別会計が209万3,000円の増となっております。なお、以降はこれ以外の各款における補正内容について説明をさせていただきますので、ご了承の方をいただければと思います。

また、訪問看護ステーション特別会計、水道事業会計につきましても給与臨時特例による減額はございますが、人件費減額のみ内容でございますので、補正予算としての提案はございませんので、ご理解の方をお願いいたします。

まず、2款・総務費、1項5目・企画費で、東庄ふるさと応援基金使途選定委員報酬9万円、ふるさと応援基金の平成24年度末残高は多くの方のご寄附によりまして1,062万4,000円となっております。基金の有効利用について今後の使途選定委員9名を委嘱してご検討をいただく予定でありまして、今回その委員報酬を予算計上させていただきました。

続いて、同じく企画費、着ぐるみの購入費で7万1,000円、当初予算で40万円計上しております町のイメージキャラクター「コジュリンくん」の着ぐるみの

購入でございますが、さまざまなイベントに参加することがふえ、今回はその活動にあわせた仕様で作成するため、当初予算に不足する額を補正するものでございます。

次に、2項1目・税務総務費の時間外勤務手当85万円、4月人事異動における担当職員1名減による事務の増加によるものとなっております。

次のページに入りまして、3項1目・戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当33万4,000円、4月の人事異動により係の半数の異動があったことや、窓口業務多忙のため他の業務が閉庁後の処理になったことによるものでございます。また、今後は住民基本台帳ネットワーク機器の入れかえも予定されており、業務に支障のない夜間や閉庁日に行う必要があるため、時間外勤務となってしまうものでございます。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の14節・障害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃借料15万8,000円でございますが、障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修にかかる経費の補正となっております。同じく社会福祉費の28節・繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金（地域支援事業分）のマイナス9万円は介護保険特別会計において事業の特定財源が増となったため、一般会計繰出金を減額するものでございます。

次のページに移りまして、2項1目・児童福祉総務費の消耗品費8万5,000円と4目・児童福祉施設費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金309万1,000円、こちらは保育士の人材確保のために賃金改善を行う補助金と事務費で、全額県補助金により実施する事業でございます。

次に、3項1目・国民年金事務取扱費の時間外勤務手当5万円は、新規事務処理による事務量の増加によるものでございます。

次に、4項1目・災害救助費で1,640万円は、町長の提案理由にもございました住家災害見舞金となっております。24年度末までに1,112件の申請、3,380万円の支給がございましたが、多くの方が未申請となっております。今回未申請の対象者全員にその旨通知を出しており、本年度中に全て見舞金を支給できるように予算計上するものでございます。なお、財源には全額東庄町東日本大震災復興基金から繰り入れを見込んでおります。

次に、4款・衛生費、1項3目・環境衛生費の補正ですが、次ページに移りまし

て19節・住宅用省エネルギー設備設置補助金210万円、これは住宅用省エネルギー設備として燃料電池や蓄電池、エネルギー管理システム等の設置について50%の県の補助を受けて行うもので、22件分を見込んで予算計上してございます。

次に、5款・農林水産業費、1項4目・畜産業費のさわやか畜産事業補助金634万5,000円、県補助金を活用した畜産経営者に対する補助で、事業内容は2名の方が堆肥化施設、浄化処理施設の機能向上機器整備を行うものとなっております。

次のページに入りまして、7款・土木費、2項2目・道路橋梁維持費の15節・町道舗装補修工事2,800万円及び3目・道路新設改良費の町道改良工事2,200万円、どちらも国の社会資本整備総合交付金を受けて実施するものでございます。

次に、4項2目・公園費の公園等維持管理業務委託料120万8,000円ですが、健康づくりの里や石出堰親水公園、雲井岬つつじ公園の除草業務委託料を計上しております。昨年度までは緊急雇用による臨時職員で作業を行っていましたが、今年度は補助金の減額により臨時職員が減となったため業務委託をするものでございます。

続いて、9款・教育費に入りまして、1項3目・教育振興費のクリーニング代4万円と外国青年英語指導助手用備品購入費10万7,000円でございますが、当町のALTですが7月末より新しくジェフリー・ハーヴィッツさん、31歳に変更となりました。教育委員会で契約しているアパートに入居となっております。ジェフリーさんはハウスダストアレルギーということもあり、衛生面からもハウスクリーニングと寝具、カーテンは入れかえたいということで所要の経費を補正するものでございます。

次の2項・小学校費、1目・学校管理費になります。次のページに入りまして12節・ピアノ調律代として6万1,000円、これは11月に橘小学校で文化芸術体験のミュージカルが実施されることにより必要となったものでございます。同じく15節で教育施設維持補修工事費59万9,000円、石出小学校と東城小学校の揚水ポンプの故障による修繕・取りかえの経費となっております。

続いて、3項・中学校費、1目・学校管理費の教育施設維持補修工事の211万4,000円、これは中学校体育館わきの排水管のマンホールの補修工事159万

9,000円と体育館のラインの引き直し工事51万5,000円となっております。同じライン引き直し工事が町民体育館でもございまして、6項2目・体育施設費の運動施設維持補修工事25万8,000円となっております。これらはバスケットボールのルール改正によるもので、既存のラインを消して新たに引き直しをするものでございます。町民体育館では1面、中学校の体育館では2面分についての予算計上となっております。

次の3目・学校給食費の時間外勤務手当10万円、学校給食費は金融機関等の口座振替で納付をいただいておりますけども、毎月振替不能が生じ再振替ができないことから納付書の発行や収納管理業務が発生してきております。そのため、今年度から収納管理システムを新規で導入いたしました。運用開始に当たり情報入力等の業務が一時的に増加したことによる時間外手当の補正となっております。

歳出の最後、12款・諸支出金、1項1目・基金費の財政調整基金積立金1億円でございます。平成24年度の決算を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。なお、基金の平成24年度末の現在高は11億209万7,000円ですので、新規積み立て後は12億209万7,000円となります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の11ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

14款・国庫支出金、2項3目・土木費国庫補助金の1節・道路橋梁費補助金の2,712万6,000円は、歳出で申し上げました町道舗装補修や改良工事の補助金となっております。

次に、15款・県支出金、2項2目・民生費補助金の5節・児童福祉費補助金317万6,000円は、保育士等処遇改善臨時特例事業の補助金でございます。

次の3目・衛生費補助金の4節・環境衛生費補助金105万円は、住宅用省エネルギー設備設置事業の補助金となっております。

続いて、4目・農林水産業費補助金、7節・畜産環境保全総合整備事業補助金は、さわやか畜産事業の補助金423万円を計上しております。

続いて、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金ですが、前年度の介護給付費等の精算による返還金として627万7,000円を繰り入れるものであります。

また、2項2目・東日本大震災復興基金繰入金1,640万円は、歳出の災害見

舞金の財源として基金から繰り入れるものでございます。

最後に、歳入が歳出に不足する9,144万8,000円について、19款・繰越金で補正をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

町民課長。

町民課長(池永芳則君)

それでは、議案第27号、平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、内容のご説明をさせていただきます。議案書の22ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ414万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,285万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によって説明をさせていただきますので、26ページをお願いいたします。

初めに歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、当初予算におきまして3,752万7,000円を計上したところでございますが、人事異動により、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費及び19節・負担金補助及び交付金において過不足が生じたため補正するものでございまして、439万2,000円を減額補正し3,313万5,000円とするものでございます。

続きまして、8款3項1目の保健指導事業費ですが、当初予算におきまして2,178万9,000円を計上したところでございますが、同様に人事異動によりまして25万円の不足が生じたため同額の25万円を補正しまして、2,203万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、25ページをお願いいたします。

このたびの歳出補正額414万2,000円につきましては、国保会計に対する一般会計繰出基準の職員給与費等繰入金に該当し、9款2項1目・一般会計繰入金において同額の414万2,000円を減額補正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案第28号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。議案書の35ページをお開きいただきたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費の228万7,000円の増額は、1項・総務管理費で職員の異動等による人件費等の補正と、3項・介護認定審査会費で委員の委嘱替えがあり東庄病院長が退任し、新たに介護福祉士の小松委員を委嘱したことによる1節・報酬と13節・委託料を組みかえたものでございます。

次に、36ページにまたがりますが、3款・地域支援事業費の19万4,000円の減額についても職員の異動等により人件費等を補正するものでございます。

36ページをお願いいたします。続いて、5款・諸支出金の842万4,000円の増額についてですが、1項2目・償還金214万7,000円の増額については平成24年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金、2項1目・一般会計繰入金627万7,000円の増額についても平成24年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算に伴う一般会計への返還金を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額の合計は1,051万7,000円の増額、歳出合計で11億2,279万8,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。34ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項・国庫負担金225万4,000円と5款1項・県負担金103万円の増額については、平成24年度分の介護給付費の確定・精算による追加交付金を補正するものでございます。

また、5款2項・県補助金9万円の増額は、介護予防事業の一部が補助対象となったもので財源振替となります。

次に、7款・繰入金の200万3,000円の増額についてですが、1項2目1節・介護予防事業繰入金9万円の減額については、先ほど5款2項・県補助金で説明いたしました介護予防事業の一部が補助対象となった分の繰入金を一般会計へ戻

し入れするもので、1項3目1節・職員給与費等繰入金209万3,000円の増額については、職員の異動等による人件費等の増額分を一般会計から繰り入れするための補正でございます。

8款・繰越金の514万円の増額については、平成24年度分の介護給付費等の精算による返還に不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は1,051万7,000円の増額、歳入合計で11億2,279万8,000円となります。

以上で、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

病院事務長。

病院事務長(宇ノ澤康成君)

議案第29号、国保東庄病院事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。議案書の47ページをごらんください。実施計画内訳書に基づきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、収益的支出と資本的支出の補正でございます。

まず収益的支出のうち、第1項・医業費用、第1目・給与費のうち、第1節・給料の既決予定額に415万円を追加し、1億7,867万2,000円に、第2節・手当の既決予定額に1,445万円を追加し、1億2,176万2,000円に、第4節・法定福利費の既決予定額に101万3,000円を追加し、9,353万3,000円にするものです。内容は予算編成時には確定していなかった常勤医師1名の増員が5月に実現したことと、医師同様確保が難しくなっております看護師1名の増員が4月に実現したことによるものでございます。

続きまして、48ページをごらんください。資本的支出の補正です。

資本的支出のうち、第1項・建設改良費、第1目・資産購入費、第1節・器具備品購入費の既決予定額に150万円を追加し、1,271万2,000円とするものでございます。内容は、パソコン関連機器等の購入をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番。

13番（山崎ひろみ君）

14ページの児童福祉施設費のところの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金309万1,000円なんですが、県からの補助金ということですが、具体的にはどのような形で使われるのか。

あともう1点、同じく同じページの災害救助費のところの災害見舞金の件なんですが、私も今回通知をいただきました。10万以上の被害のある方に対して3万円の見舞金の件でよろしかったんでしょうか。それで見ましたら、去年、24年度で3,313万1,000円も基金として積み立ててあって、今年度で終了する予定ということで、またさらに追加して、これで本年度で大体このぐらいの見込みかなということでやると思うんですが、残った場合の基金はどのようにするのか、私はあえて見積書は書いていただくことはできますけども、申請するつもりはなくてどこかで使ってもらいたい。わずかなものですけども、そういうふうに思いがありますけども、その後の始末はどういうふうになるのか、二つほど質問します。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、ただいま山崎議員さんから質問のありました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてですが、この補助金については安心こども基金による保育士等の給与等の処遇改善のために、希望のあった保育園に4月にさかのぼって補助金の交付と並びに市町村の事務費としての補助金でございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

災害見舞金の関係でございますけども、東日本大震災復興基金の取り崩しの関係で、こちらの方は24年度と25年度、2年に分けまして県の方の基金からのお金でございます。24年度で3,600万円、25年度で1,600万円あります。

用途につきましてはおおむね10年間だったと思いますけども、そのうちで災害関係の経費に充てるということになっております。

それで、今回災害見舞金の方には全てこのお金を補正で充当する予定でおります。今まで災害見舞金につきましては10万円以上で見積もり、あるいは領収書添付ということでございましたけども、町長の方の強いご意思もございまして、見舞金というような名称でなっております、できるだけ多くの方に交付するよというということでございます。必ずしも業者に頼まないで自分でいろいろお店に行って資材等をそろえて直した方、そういう方もいると思いますけども、そういう方には随時役場の方にご相談に来ていただいて、できる限りの対応をしていきたいと考えていますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

保育士の処遇改善の方ですが、希望した保育園からというか、申請があった保育園からなんだと思ひますけれども、それはうちも3保育園ありますけれども、どこかの保育園から申請があったということなのか、3カ所全部あったということなんでしょうか。

それとあと、ちょっとよくわかりづらかったんですけども、希望があったから、そういう国の施策でそういうのがあったからできたのかなと思ひんですが。

あともう1個、災害見舞金なんですけど、今課長、今回の広報にも出ていました。町長の気持ちもわかりますけども、材料費っていってもなかなか3万円の材料費を買うのもちょっと難しいかと思ひますけど、自分で購入できるものでもないの、やっぱり50万円ぐらいの見立てがないと申請を結構遠慮してやらない方もいました。実際には震災にこれはかかわらないんじゃないかと、私は出してもいいんじゃないのと言った人も、何か業者によってはそれは関係ないと言われて出さなかった方もいました、排水の工事をした方でも。だから、これは緩和するなら本当によく緩和しないと、出す人は出すけど、やっぱり出さない人は遠慮して出さないで終わっちゃうのもったいないかなと思ひるので、その辺をきちんと連絡してあげるべきかなと思ひます。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

災害見舞金につきまして申し上げます。お見舞金であります。ですから、あくまでも被害状況を見に行ったわけでありまして。実は震災後、二人一組で役場の職員を全戸歩かせました。そのときの表が全部残っております。現場を立ち会ってくれたり、当家の方たちがここが壊れてこういう状況なんだということを確認してございます。ですから、罹災証明はすぐ発行できたはずなんです。

ところが、それを役場の職員が確認をしたにもかかわらず、申請をしてくださいということでお見舞金をあげるのはおかしいじゃないかと。確認をして気の毒なことで、これは大変なことになったなということで二人一組で調査をしたわけでありまして、その調査資料に基づいて罹災証明が発行できますので、その還付を踏まえてあくまでもお見舞金として差し上げようということで動いたわけでありまして、見積書だとか領収書を持ってこいとかということでスタートしてしまったものから、なかなか申請しづらいという部分がありました。

それとあわせて、いまだにブルーシートをかぶせたままのお宅もあります。ですから、そこのお宅になぜ直さないんだというのも失礼であります。けれども、気の毒な思いをしている方たちも含めればあくまでもお見舞金という形の中でお見舞金を差し上げたいなと、このように思います。

実は東庄町でこの制度をスタートさせた後に多古町は同じようにスタートさせました、それに付随してですね。しかし、多古町は今申し上げたような形で最初から行ったものですから、いわゆる領収書を持ってこいとか、見積書を持ってこいということではなくて、こちらから電話を入れて大変な思いをしましたが、口座番号等で何かあれば申請してくださいというようにあえて役所の方から連絡してあげたという例があります。ですから、私はそういうのを聞いてもらいづらいものをやったって町民には理解されないぞと、そういうことでこちらも今回そういう形で踏み切らせていただいて、年度内をいっぱいにしてちゃんと伝えるものは伝えたり、そういう手だてをこれからしていきたいとこのように思っています。

ですから、山崎さん、寄附行為をしてはいけませんので、ちゃんといろいろと諮っていただいて手続きを取っていただきたいとこのように思うんですが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

先ほどの保育士等の処遇改善のためということのうちの方で希望のあったということで申し上げましたが、県の方からそういう補助がこれから出るということですので、3園ございます。それぞれの園から申請をしていただきまして、保育士の処遇改善のために使っていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

保育士の方はわかりました。災害見舞金の方も今回広報に出ていた文面をちょっと読んだんですけど忘れまして、自分のうちにも個別でいただいて、それがそういうふうに理解していい文面だったのかも今ちょっと定かでないので、もう一回確認して、そうしたらまたもう一度お願いに上がります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第26号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成25年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成25年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 3時55分 延会)